

第1条 この規程は、熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、熊本県労働委員会事務局（以下「事務局」という。）における行政文書の管理について必要な事項を定めるものとする。

（公文書の記号及び番号）  
第2条 公文書の記号は、「熊労委」の字を付さなければならぬ。

2 次の各号に掲げる公文書には、前項のほか、次の各号により記号を付し、別に事務局长が定める事件簿により番号をつける。

(1) 労働組合の資格審査	熊労委	年(資)
(2) 不当労働行為の審査	熊労委	年(不)
(3) 労働争議の実情調査	熊労委	年(実)
(4) 労働争議の調整	熊労委	年(調)
(5) 地方公営企業等認定告示	熊労委	年(認)
(6) 個別労働関係紛争のあっせん	熊労委	年(個)
(7) 証人等出頭命令	熊労委	年(証)
(8) 物件提出命令	熊労委	年(物)

3 前項各号の番号は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。ただし、事件が2年以上にまたがる場合は、番号は更新しないものとする。  
(その他)

第3条 前条に定めるもののほか、行政文書の管理については、熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の例による。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 熊本県収用委員会規程第1号

熊本県収用委員会行政文書管理規程を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

#### 熊本県収用委員会行政文書管理規程

##### 目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	管理体制（第3条—第7条）
第3章	文書の作成（第8条・第9条）
第4章	行政文書の整理（第10条・第11条）
第5章	行政文書の保存（第12条）
第6章	行政文書ファイル管理簿（第13条—第15条）
第7章	行政文書ファイル等の移管又は廃棄（第16条・第17条）
第8章	点検及び監査並びに管理状況の報告（第18条—第20条）
第9章	研修（第21条）
第10章	雑則（第22条）

##### 附則

###### 第1章 総則

###### (趣旨)

第1条 この規程は、熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、収用委員会（以下「委員会」という。）における行政文書の管理について必要な事項を定めるものとする。  
(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書 委員会において受領し、発送し、保管し、又は保存する全ての文書（帳簿、図書等を含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 行政文書 委員会の委員及び委員会の事務を処理する職員（以下単に「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書であって、委員会の委員又は職員が組織的に用いるものとして委員会が保有しているものをいう。ただし、条例第2条第3項各号に定めるものを除く。
- (3) 公文書 委員会において職務上作成する全ての行政文書をいう。
- (4) 行政文書ファイル等 能率的な事務の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適當であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの（以下「行政文書ファイル」という。）及び単独で管理している行政文書をいう。
- (5) 行政文書ファイル管理簿 委員会における行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保管場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- (6) 文書管理システム 電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うシステムで知事部局（知事の権限に属する

事務を分掌する内部組織をいう。以下同じ。)において文書に関する事務を所管する課(以下「知事部局文書担当課」という。)の長が管理するものをいう。

## 第2章 管理体制

### (総括文書管理者)

- 第3条 委員会に、総括文書管理者1人を置く。  
 2 総括文書管理者は、委員会の事務を所掌する課の長をもって充てる。  
 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。  
 (1) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製  
 (2) 保存期間が満了したときの措置の設定  
 (3) 行政文書の管理に関する必要な改善措置の実施  
 (4) 行政文書の管理に関する研修の実施  
 (5) その他行政文書の管理に関する事務の総括

### (文書管理者)

- 第4条 委員会に、委員会の事務に関する文書管理を実施するための責任者として、文書管理者1人を置く。  
 2 文書管理者は、職員のうちから総括文書管理者が指名する者をもって充てる。  
 3 文書管理者は、委員会の事務に関する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。  
 (1) 保存  
 (2) 行政文書ファイル管理簿への記載  
 (3) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)  
 (4) 管理状況の点検等  
 (5) 文書の収受及び配布に関すること。  
 (6) 文書の審査に関すること。  
 (7) 文書事務の改善及び指導に関すること。  
 (8) 文書の整理等に関すること。  
 (9) 保存文書の引継ぎに関すること。  
 (10) 職員に対する行政文書の作成、整理その他行政文書の管理に関する指導  
 (11) その他文書の取扱いに関すること。

### (文書管理担当者)

- 第5条 総括文書管理者は、文書管理者の事務を補佐させるため、文書管理担当者を置くことができる。  
 2 文書管理担当者は、職員のうちから総括文書管理者が指名する者をもって充てる。

### (監査責任者)

- 第6条 委員会に、監査責任者1人を置く。  
 2 監査責任者は、委員会の事務を所掌する課の審議員(審議員がいない場合にあっては職員でない課長補佐(業務の担当を命ぜられた者を除く。))をもって充てる。  
 3 監査責任者は、行政文書の管理について監査を行うものとする。

### (職員の責務)

- 第7条 職員は、条例の趣旨にのっとり、関連する法令及び委員会の規程並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

### 第3章 文書の作成

#### (文書作成の義務等)

- 第8条 職員は、条例第1条の目的の達成に資するため、委員会における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに委員会の事務を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。  
 2 職員は、別表各項の性質区分欄に掲げる事項について当該各項の業務の区分欄に掲げる業務を行うときは、それぞれ当該各項の文書の類型欄に掲げる文書の類型を参照して、文書を作成しなければならない。  
 3 職員は、文書を作成するときは、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語での確かつ簡潔に記載しなければならない。

#### (公文書の記号等)

- 第9条 次の各号に掲げる公文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。ただし、往復文等で記号及び番号を付けることが適当でないものについては、この限りでない。  
 (1) 規程及び公告 委員会名を冠し、規程番号簿、公告番号簿により番号を付ける。  
 (2) 権利取得裁決及び明渡裁決 裁決した年度(元号を含む。)及び「熊取裁決」の記号を付し、裁決番号簿により番号を付ける。  
 (3) 往復文(次号に掲げるものを除く。) 「熊取」の記号を付し、文書管理システムにより番号を付ける。  
 (4) 職員が行う通知その他の事務に係る公文書 「熊取事務局」の記号を付し、受付発送簿により番号を付ける。

- 2 前項第1号に掲げる公文書の番号は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとし、同項第2号から第4号までに掲げる公文書の番号は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。  
 3 外部に対する公文書の記名は、会長名(法令の規定により委員会名を用いることとさ

れているものについては委員会名)を用いるものとする。ただし、土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第4条第3項又は第6条第4項の規定による通知その他の職員が行う定例的な事務に係る公文書の記名については、委員会事務局名を用いることができる。

#### 第4章 行政文書の整理

(行政文書ファイル等の分類、名称及び保存期間)

第10条 総括文書管理者は、委員会における能率的な事務の処理に資するとともに、その諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、条例第5条第1項及び第3項の規定により、行政文書及び行政文書ファイルについて、委員会の事務の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならぬ。

2 条例第5条第1項の保存期間は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 別表の文書の類型欄に掲げる行政文書(次号に掲げるものを除く。) 同表の保存期間欄に掲げる期間

(2) 法律若しくはこれに基づく命令又は県の条例若しくは規則による保存期間の定めがある行政文書 当該法律若しくはこれに基づく命令又は県の条例若しくは規則で定める期間

3 条例第5条第1項の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると総括文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

4 条例第5条第3項の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

5 条例第5条第3項の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下この項及び第13条第7号において「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると総括文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

6 第3項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては適用しない。(保存期間の延長)

第11条 総括文書管理者は、条例第5条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる行政文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、文書管理者をして、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行政文書ファイル等を保存させなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存させなければならない。

(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間

(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間

(3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間

(4) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第6条第1項に規定する開示請求があったもの 同条例第11条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間

(5) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第14条に規定する開示の請求又は同条例第23条に規定する訂正の請求があつたものの 同条例第19条第1項若しくは第2項又は第25条第1項の決定の日の翌日から起算して1年間

2 総括文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。この場合において、会長は、条例第9条第1項の報告において、延長する期間及び延長の理由を知事に報告するものとする。

#### 第5章 行政文書の保存

第12条 行政文書の保存に当たっては、必要に応じ記録媒体の変換を行うなどにより、適正かつ確実に利用できる方法を採用するものとする。

#### 第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の記載事項等)

第13条 条例第7条第1項の規定により行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 分類

(2) 名称

(3) 保存期間

(4) 保存期間の満了する日

(5) 保存期間が満了したときの措置

(6) 保存場所

(7) 文書作成取得日(行政文書ファイルにあっては、ファイル作成日)の属する年度その他これに準ずる期間

- (8) 前号の日における文書管理者  
 (9) 保存期間の起算日  
 (10) 媒体の種別  
 (11) 行政文書ファイル等に係る文書管理者
- 2 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製しなければならない。  
 （条例第7条第1項ただし書の規則その他の規程で定める期間）
- 第14条 条例第7条第1項ただし書の規則その他の規程で定める期間は、1年とする。  
 （行政文書ファイル管理簿の閲覧場所等）
- 第15条 条例第7条第2項の事務所の場所は、熊本県土木部用地対策課（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁内）とする。
- 2 行政文書ファイル管理簿は、前項の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表するものとする。
- 第7章 行政文書ファイル等の移管又は廃棄  
 （保存期間が満了したときの措置）
- 第16条 条例第5条第5項の保存期間が満了したときの措置（次項並びに第17条第1項及び第3項において「保存期間満了時の措置」という。）は、別表各項の性質区分欄に掲げる事項に係る行政文書ファイル等について、それぞれ当該各項の保存期間満了時の措置欄に掲げる措置とする。
- 2 総括文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表に定めるところにより、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間満了時の措置を定めなければならない。
- 3 総括文書管理者は、前項の措置を定めるに当たっては、必要に応じ、知事部局文書担当課の助言を求めることができる。  
 （移管又は廃棄）
- 第17条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、前条第2項の規定による保存期間満了時の措置の定めに基づき、知事に移管し、又は廃棄しなければならない。
- 2 会長は、条例第8条第1項の規定により知事に移管する行政文書ファイル等について、条例第15条第1項第1号に掲げるのは、その旨の意見を付すものとする。
- 3 総括文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとする場合において、条例第8条第2項の規定によりその意見を聴いた熊本県行政文書等管理委員会が条例第2条第5項の基準に適合する旨の意見を述べたときは、当該行政文書ファイル等について、保存期間満了時の措置の変更その他必要な措置を講じるものとする。
- 4 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するときは、当該行政文書ファイル等に該当する行政文書ファイル等を知事に移管し、又は廃棄したものとし、總括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に当該行政文書ファイル等の名称、移管し、又は廃棄した日等を記載しなければならない。
- 第8章 点検及び監査並びに管理状況の報告  
 （点検及び監査）
- 第18条 文書管理者は、行政文書の管理の状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 監査責任者は、行政文書の管理の状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 3 総括文書管理者は、第1項の点検及び前項の監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。  
 （紛失等への対応）
- 第19条 行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が発生した場合（そのおそれがある場合を含む。）は、その事実を知った職員は、速やかに文書管理者（文書管理者が不在等の場合にあっては文書管理担当者）に報告しなければならない。
- 2 文書管理者は、紛失又は誤廃棄が明らかになった場合は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。
- 3 前項の場合において、総括文書管理者は、更なる措置が必要と認めるときは、速やかに当該措置を講じるものとする。  
 （管理状況の報告）
- 第20条 会長は、条例第9条第1項の規定に基づき、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告するものとする。
- 第9章 研修
- 第21条 総括文書管理者は、職員が行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。
- 2 総括文書管理者は、前項の研修を文書管理者に行わせることができる。
- 3 総括文書管理者は、職員を知事部局において実施する行政文書の管理に関する研修に参加させることをもって第1項の規定による研修の実施に代えることができる。
- 第10章 雜則
- 第22条 法令及びこの規程に定めるもののほか、行政文書の管理については、委員会の事務の性質上その例によることが適当でないものを除き、知事が保有する行政文書の管

理に関する規則(平成24年熊本県規則第26号。別表において「県管理規則」という。)及び熊本県行政文書管理規程(平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号)の例による。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に取得し、又は作成された行政文書又は簿冊については、それぞれ第2条第2号に規定する行政文書又は同条第4号に規定する行政文書ファイル等とみなし、第17条第1項(第16条第2項の規定による保存期間満了時の措置の定めに係る部分を除く。)及び第22条第1項の規定を適用する。

別表(第8条、第10条、第16条関係)

事 項	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
県議会に関する事項				
1 本会議及び委員会における審議等に関する事項	本会議における審議等	質疑に関する文書	10年	廃棄
		審議に関する文書		
		就任挨拶に関する文書		
	委員会における審議	審議に関する文書		
規程の制定又は改廃及びその経緯				
2 規程の制定又は改廃及びその経緯	規程案の検討	立案の契機となった事項に関する文書	30年	移管
		立案に活用した調査又は研究に関する文書		
		規程案の決定過程に関する文書		
	規程の決定	規程の決定に関する文書		
	規程の公表	県公報登載等による公表に関する文書		
県行政又は事業に関する計画又は方針の策定又は改廃及びその経緯				
3 国の施策等に対応した県行政の方針及びその経緯	方針等の検討	方針等の検討に関する文書	10年	移管
	方針等の決定	方針等の決定に関する文書		
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯				
4 裁決申請の相談に関する事項(裁決申請に至らない場合に限る。)	情報収集	相談に関する文書	3年	廃棄
5 権利取得裁決、明渡裁決その他他の裁決及び和解に並びにその経緯	情報収集	相談に関する文書	裁決がされる日又は和解調書が作成される日に係る特定日以後30年	移管
		裁決の申請、明渡裁決の申立てに関する文書		
		県政記者クラブへの情報提供に関する文書		
	裁決手続開始の決定	裁決手続開始に関する文書		
	収用委員会の会議及び審理	収用委員会の会議及び審理に関する文書		
		県政記者クラブへの情報提供に関する文書		
	権利取得裁決、明渡裁決その他他の裁決	裁決に関する文書		
	和解の協議	和解の協議に関する文書		

		和解	和解調書に関する文書		
6	協議の確認の相談に関する事項（協議の確認の申請に至らない場合に限る。）	情報収集	相談に関する文書	3年	廃棄
7	協議の確認又は確認の拒否及びその経緯	情報収集	相談に関する文書	協議書又は協議拒否書が作成される日に係る特定日以後30年	移管
		協議の確認の申請	協議の確認の申請に関する文書		
		協議の確認の審査	協議の確認の審査に関する文書		
		確認又は確認の拒否	確認又は確認の拒否に関する文書		
8	応訴及びその経緯	訴訟の提起	訴訟の提起に関する文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	移管
		応訴の方針等	応訴の方針決定に関する文書		
			代理人に関する文書		
			指定代理人に関する文書		
		主張、立証	訴訟における主張、立証に関する書類		
		判決書等の受領	判決書又は和解に関する書類		
附属機関の委員の推薦及びその経緯					
9	あっせん委員又は仲裁委員の推薦及びその経緯	あっせん委員又は仲裁委員の推薦	推薦に関する文書	10年	移管
統計、調査等資料の収集に関する事項					
10	統計、調査等資料の収集に関する事項	統計、調査等資料の収集	統計、調査の契機となった事項に関する文書	3年	廃棄。ただし、収用委員会の運営等に大きな影響を与える統計、調査等の資料に関する行政文書ファイル等については、移管とする。
			統計、調査に活用した調査又は研究に関する文書		
		統計、調査等資料の公表	統計、調査等の資料の公表に関する文書		
連絡協議会、担当者会議その他会議に関する事項					
11	連絡協議会に関する事項	連絡協議会に関する業務	連絡協議会の開催に関する文書	5年	廃棄
			開催結果に関する文書		
12	担当者会議に関する事項	担当者会議に関する業務	担当者会議の開催に関する文書	5年	廃棄
			開催結果に関する文書		
13	会議（11の項及び12の項に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に関する事項	会議に関する業務	会議の開催に関する文書	3年	廃棄
			開催結果に関する文書		
情報公開及び個人情報保護に関する事項					
14	行政文書の開示請求（開示の申出）に対する決定及びその経緯	開示請求書の受付	行政文書の開示請求等に関する文書	3年	廃棄
		開示決定及びその実施	行政文書の開示決定等に関する文書		
15	個人情報の開示請求（訂正請求・利用停止請求）に対する決定及びその経緯	開示請求書の受付	自己情報の開示請求等に関する文書	3年	廃棄
		開示決定及びその実施	自己情報の開示決定等に関する文書		

榮典及び表彰に関する事項					
1 6	榮典又は表彰に関する事項	榮典又は表彰の授与又は剥奪	榮典又は表彰の授与又は剥奪に関する文書	30年	廃棄。ただし、選考又は決定に関する行政文書ファイル等については、移管とする。
1 7	表彰制度の創設又は改廃に関する事項	表彰制度の創設又は改廃	表彰制度の決定(変更)又は廃止に関する文書	制度廃止の日に係る特定日以後5年	移管
会計に関する事項					
1 8	収入に関する事項	納付・納入	納付(納入)の通知に関する文書	5年	廃棄
文書及び公印の管理に関する事項					
1 9	行政文書ファイルの管理に関する事項	行政文書ファイルの管理	行政文書ファイルの管理に関する文書	制度廃止の日に係る特定日以後5年	廃棄
2 0	取得した文書の管理に関する事項	取得した文書の管理	取得した文書の管理に関する文書	3年	廃棄
2 1	規程、公告等の管理に関する事項	規程、公告等の管理	規程、公告等の管理に関する文書	3年	廃棄
2 2	行政文書ファイル等の移管又は廃棄に関する事項	行政文書ファイル等の移管又は廃棄	行政文書ファイル等の移管又は廃棄に関する文書	30年	移管
2 3	公印の管理等	公印の管理等	公印の管理等に関する文書	制度廃止の日に係る特定日以後5年	移管
その他の事項					
2 4	身分証明書の交付に関する事項	身分証明書の交付	身分証明書の交付に関する文書	3年	廃棄
2 5	事務引継に関する事項	事務の引継	事務引継に関する文書	3年	廃棄
2 6	ホームページの運用管理に関する事項	ホームページの運用管理	ホームページ運用管理の要領に関する文書 ホームページ登載に関する文書 ホームページの利用状況に関する文書	3年	廃棄 廃棄 廃棄
2 7	土地収用法の制度・運用に係る調査・照会の実施に関する事項	調査・照会の実施 回答の取りまとめ	調査・照会の立案に関する文書 調査・照会に関する文書 回答の取りまとめに関する文書	5年	廃棄
2 8	国土交通省又は他の都道府県取用委員会からの照会への回答に関する事項	照会への回答	照会への回答に関する文書	3年	廃棄
2 9	県の機関からの照会への回答に関する事項	照会への回答	照会への回答に関する文書	1年	廃棄
3 0	他の機関からの通知等に関する事項	通知等の受領	通知等に関する文書	3年	廃棄
3 1	前項までの各事項に該当しない業務(処理に係る事案が軽易なものに限る。以下この項において同じ。)に関する事項	前項までの各事項に該当しない業務	前項までの各事項に該当しない業務に関する文書	1年未満	廃棄

## 備考

- 1 この表において「特定日」とは、第10条第6項の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると総括文書管理者が認める場合にあっては、その日)をいう。
- 2 この表に定めがないものについては、県管理規則別表の例によるものとする。ただし、同表の例に上り難いときは、この表及び県管理規則別表の規定を参照し、委員会の事務の性質、内容等に応じて総括文書管理者が保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。

**熊本県有明海区漁業調整委員会告示第1号  
天草不知火海区漁業調整委員会告示第2号**

熊本県海区漁業調整委員会が保有する行政文書の管理に関する規程を次のように定める。  
平成24年3月31日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山行男  
天草不知火海区漁業調整委員会会長 堀 泰博

**熊本県海区漁業調整委員会が保有する行政文書の管理に関する規程**

(主旨)

第1条 この規程は、熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、熊本県海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が保有する行政文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条の作成すべき文書)

第2条 職員は、別表の各項の性質区分欄に掲げる事項について当該各項の業務の区分欄に掲げる業務を行うときは、当該各項の文書の類型欄に掲げる文書の類型を参照して文書を作成しなければならない。

(行政文書ファイル等の分類、名称及び保存期間)

第3条 委員会は、能率的な事務及び事業の処理に資するとともに、委員会の有する諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、条例第5条第1項及び第3項の規定により、行政文書及び行政文書ファイルについて、事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならぬ。

2 条例第5条第1項の保存期間は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 別表の文書の類型欄に掲げる行政文書（次号に掲げるものを除く。） 同表の保存期間欄に掲げる期間

(2) 他の法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例による保存期間の定めがある行政文書 当該法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定める期間

3 条例第5条第1項の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると委員会が認める場合にあっては、その日とする。

4 条例第5条第3項の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

5 条例第5条第3項の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下この項及び第5条第1項において「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると委員会が認める場合にあっては、その日とする。

6 第4項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

(保存期間の延長)

第4条 委員会は、条例第5条第4項の規定により、次の各号に掲げる行政文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行政文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間

(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間

(3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間

(4) 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第6条第1項に規定する開示請求があつたもの 同条例第11条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間

(5) 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第14条の規定による開示請求又は第23条の規定による訂正請求があつたもの 同条例第19条第1項若しくは第2項又は第25条第1項の決定の日の翌日から起算して1年間

2 委員会は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。

(行政文書ファイル管理簿の記載事項等)

第5条 条例第7条第1項の規定により行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 分類
- (2) 名称

- (3) 保存期間
  - (4) 保存期間の満了する日
  - (5) 保存期間が満了したときの措置
  - (6) 保存場所
  - (7) 文書作成取得日（行政文書ファイルにあっては、ファイル作成日）の属する年度  
その他これに準ずる期間
  - (8) 前号の日における文書管理者（行政文書ファイル等を現に管理すべき者として委員会が定める者をいう。第11号において同じ。）
  - (9) 保存期間の起算日
  - (10) 媒体の種別
  - (11) 行政文書ファイル等に係る文書管理者
- 2 委員会は、行政文書ファイル管理簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製しなければならない。  
(条例第7条第2項ただし書の規則で定める期間)
- 第6条 条例第7条第2項ただし書の規則その他の規程で定める期間は、1年とする。  
(行政文書ファイル管理簿の閲覧場所)
- 第7条 条例第7条第2項の事務所の場所については、熊本県庁内の委員会事務局とする。  
(その他)
- 第8条 行政文書の管理に関して、この規程に定めのない事項については、知事部局の例による。

附則  
(施行期日)  
第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 別表(第2条、第3条関係) 行政文書の作成・分類・保存及び保存期間満了時の措置の基準

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
条例等の制定又は改廃及びその経緯					
1 告示の制定又は改廃及びその経緯	告示案の検討	立案の契機となった事項に関する文書	①國の方針、國の計画、國の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ⑤國、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査結果 ⑥関係団体又は関係者のヒアリング結果	10年	移管
		立案に活用した調査又は研究に関する文書	①國、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査結果 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果		
		各部(公室)との協議に関する文書	①各部(公室)の質問又は意見 ②各部(公室)の質問又は意見に対する回答		
		告示案の決定過程に関する文書	①二役又は部長等への説明資料及び指示(結果)に関する文書		
		告示の決定	①告示案 ②告示の概要 ③新旧対照表		
	解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用基準策定のための文書	①逐条解説 ②ガイドライン ③運用の手引き	10年	移管
		立案の契機となった事項に関する文書	①國の方針、國の計画、國の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ⑤國、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査結果 ⑥関係団体又は関係者のヒアリング結果		
		立案に活用した調査又は研究に関する文書	①國、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査結果 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果		
		要綱等案の決定過程に関する文書	①二役又は部長等への説明資料及び指示(結果)に関する文書		
		要綱等の決定	①要綱等案 ②要綱等の概要 ③新旧対照表		
2 要綱等の制定又は改廃及びその経緯	要綱等案の検討	解釈又は運用基準策定のための文書	①逐条解説 ②ガイドライン ③運用の手引き	10年	移管
		立案の契機となった事項に関する文書	①國の方針、國の計画、國の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ⑤國、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査結果 ⑥関係団体又は関係者のヒアリング結果		
		立案に活用した調査又は研究に関する文書	①國、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査結果 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果		
		要綱等案の決定過程に関する文書	①二役又は部長等への説明資料及び指示(結果)に関する文書		
		要綱等の決定	①要綱等案 ②要綱等の概要 ③新旧対照表		
	複数の実施機関による申合せ及びその経緯	解釈又は運用基準策定のための文書	①逐条解説 ②ガイドライン ③運用の手引き	10年	移管
		立案の契機となった事項に関する文書	①基本方針 ②基本計画 ③二役又は部長の指示等の文書		
		立案に活用した調査又は研究に関する文書	①國、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果		
		申合せに係る案の検討に関する実施機関協議文書	①協議案 ②各実施機関からの質問、意見 ③各実施機関からの質問、意見に対する回答		
		他の実施機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書	①開催経緯に関する文書 ②議事概要及び議事録 ③配付資料		
3 複数の実施機関による申合せ及びその経緯	複数の実施機関による申合せ及びその経緯	申合せの内容が記録された文書	①申合せ	10年	移管
		立案の契機となった事項に関する文書	①基本方針 ②基本計画 ③二役又は部長の指示等の文書		
		立案に活用した調査又は研究に関する文書	①國、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果		
		申合せに関する案の検討に関する実施機関協議文書	①協議案 ②各実施機関からの質問、意見 ③各実施機関からの質問、意見に対する回答		
		他の実施機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書	①開催経緯に関する文書 ②議事概要及び議事録 ③配付資料		
	法令に基づく他の地方公共団体に対する勧告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	申合せの内容が記録された文書	①申合せ	30年	以下について移管 ・勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの
		立案の契機となった事項に関する文書	①法令等の解釈に関する文書 ②立案を検討するに至る経緯に関する文書又は事案の発生に関する文書		
		立案の検討に関する審議会、委員会等の文書	①開催経緯に関する文書 ②諮問に係る決裁文書 ③議事概要及び議事録 ④配付資料 ⑤報告、答申及び提言に関する文書		
		立案に活用した調査又は研究に関する文書	①國、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果		
		勧告を行うための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書	①勧告案		
4 法令に基づく他の地方公共団体に対する勧告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	他の地方公共団体に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程	他の地方公共団体に対する勧告	①勧告書	10年	以下について移管 ・勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの
		立案の契機となった事項に関する文書	①法令等の解釈に関する文書 ②立案を検討するに至る経緯に関する文書又は事案の発生に関する文書		
		立案の検討に関する審議会、委員会等の文書	①開催経緯に関する文書 ②諮問に係る決裁文書 ③議事概要及び議事録 ④配付資料 ⑤報告、答申及び提言に関する文書		
		立案に活用した調査又は研究に関する文書	①國、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果		
		協議及び同意の内容が記録された文書	①協議書 ②他の地方公共団体からの質問、意見 ③他の地方公共団体からの質問、意見に対する回答		
	他の地方公共団体との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書	他の地方公共団体との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書	①開催経緯に関する文書 ②議事概要及び議事録 ③配付資料	10年	以下について移管 ・勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの
		協議及び同意等の内容が記録された文書	①協議書、同意書等②関係機関への通知等		
		協議及び同意の内容に關すること	①協議書、同意書 ②國への通知 ③人事委員会への通知		
		立案の契機となった事項に関する文書	①法令等の解釈に関する文書 ②立案を検討するに至る経緯に関する文書又は事案の発生に関する文書		
		立案の検討に関する審議会、委員会等の文書	①開催経緯に関する文書 ②諮問に係る決裁文書 ③議事概要及び議事録 ④配付資料 ⑤報告、答申及び提言に関する文書		
6 法令に基づく他の地方公共団体に対する届出、通知、報告及び資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	他の地方公共団体に対する届出、通知、報告及び資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	立案の契機となった事項に関する文書	①法令等の解釈に関する文書 ②立案を検討するに至る経緯に関する文書又は事案の発生に関する文書	10年	以下について移管 ・勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの
		立案の検討に関する審議会、委員会等の文書	①開催経緯に関する文書 ②諮問に係る決裁文書 ③議事概要及び議事録 ④配付資料 ⑤報告、答申及び提言に関する文書		

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
6	法令に基づく他の地方公共団体に対する届出、通知、報告及び資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	他の地方公共団体に対する届出、通知、報告及び資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程の検討その他の重要な経緯	立案に活用した調査又は研究に関する文書 他の地方公共団体との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 届出、通知、報告及び資料の提出要求に関する文書	①国、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果 ③開催経緯に関する文書 ④議事概要及び議事録 ⑤配付資料 ⑥通知	10年	以下について移管 ・勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの
<b>個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯</b>						
7	不利益処分の決定及びその経緯	処分の検討	調査等に関する書類(追加) 処分案に関する書類	①事実確認調査等に関する文書(追加) ②不利益処分の対象、理由等に関する文書 ③聽聞の通知	5年	廃棄
		聽聞	聽聞手続に関する書類	②聽聞における説明資料 ③聽聞調書 ④報告書		
		処分	処分の意思決定に関する書類 名称変更・解散の登記等に関する文書	①指令書等 ②各種届、提出書類、登記嘱託に関する書類		
		処分の公表、報告	処分の公表、報告に関する書類	①処分の公表に関する文書 ②報告書		
8	不服申立てに関する裁決又は決定(審議会等における検討等を含む。)及びその経緯	不服申立ての提起	不服申立ての提起に関する文書	①審査請求書(異議申立書) ②審査請求(異議申立)録取書(口頭の場合)		
		要件審理	要件審理に関する文書	①補正命令書 ②補正書		
			弁明に関する文書	①処分庁に弁明を求める文書 ②弁明書 ③弁明書副本の送付文		
			反論に関する文書	①弁明に対する反論書 ②反論書の送付文		
			証拠調べに関する文書	①口頭意見陳述申立書、期日等指定書 ②証拠書類等の提出に関する文書 ③第三者に対する証拠物件提出要求書 ④参考人陳述申立書		
			審議会等に関する文書	①諮詢問書 ②審議会配付資料 ③議事録 ④答申書		
		裁決(決定)、取下げ	裁決等に関する文書	①裁決書(決定書)、取下書(取下げはいつでもできる。)		
9	応訴及びその経緯	訴訟の提起	訴訟の提起に関する文書	①訴状 ②期日呼出状 ③答弁書催告状		
		応訴の方針決定	応訴の方針決定に関する文書	①事件に関する事実(処分等)に関する文書 ②事件に関する法律関係の文書 ③応訴の方針決定に関する文書 ④県本地方法務局への報告・協議(法定受託事務に係る訴訟)		
		代理人に関する文書	代理人に関する文書	①指定書 ②委任状		
		指定代理人に関する文書	指定代理人に関する文書	②訴訟委任契約書		
		主張、立証	訴訟における主張、立証に関する書類	①答弁書の作成(協議)に関する文書 ②答弁書 ③口頭弁論に関する文書		
		判決	判決・和解に関する書類	①判決書・和解調書		
10	訴訟の提起及びその経緯	提起の準備	出訴の方針決定に関する文書	①事件に関する事実(処分等)に関する文書 ②事件に関する法律関係の文書 ③出訴の方針決定に関する文書		
		代理人に関する文書	代理人に関する文書	①指定書		
		指定代理人に関する文書	指定代理人に関する文書	①委任状 ②訴訟委任契約書		
		訴訟の提起	訴訟の提起に関する文書	①訴状		
		議会の議決	議会の議決に関する文書	①議案		
		主張、立証	訴訟における主張、立証に関する書類	①口頭弁論に関する文書		
		判決	判決・和解に関する書類	①判決書・和解調書		
<b>事業の実施に関する事項</b>						
11	事業計画に関する事項	計画案の検討	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 立案の検討に関する審議会、委員会、諸会議等の文書 各部(公室)との協議に関する文書 他の行政機関等との協議	①国の方針、国の計画、国の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ⑤国、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ⑥先進地の事例調査 ⑦関係団体又は関係者のヒアリング(アンケート調査)結果 ⑧開催経緯に関する文書 ⑨諮問に係る決裁文書 ⑩議事概要及び議事録 ⑪配付資料 ⑫報告、答申及び提言に関する文書 ⑬協議文書 ⑭各部(公室)の質問又は意見 ⑮各部(公室)の質問又は意見に対する回答 ⑯協議書、同意書	事業終了の日に係る特定日以後5年	廃棄
12	事業の実施に関する事項	事業内容の検討	事業の契機となった事項に関する文書	①事業計画 ②陳情書、請願書		
		事業内容の決定	事業内容に関する文書	①事業内容の決定の文書		
		事業実施の決定	事業実施に関する文書	①施行令		
			関係機関への周知等に関する文書	①関係機関・者への協力依頼 ②事業実施の周知文書		
		事業の実施	広報関係文書	①新聞広報 ②マスコミへの投げ込み ③その他季刊誌等への掲載等		
			事業内容の変更に関する文書	①変更施行令		
		事業の評価	事業の評価に関する文書	①第三者委員会等における審議記録 ②事業評価公表資料		
<b>儀式、栄典、表彰等に関する事項</b>						

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
13 その他国等の表彰に関する事項	その他国等の表彰に関する事項	授与に関する文書	①表彰基準に関する文書 ②選考に関する文書 ③授与に関する文書	10年	廃棄
14 表彰事務に関する事項	表彰事務に関する事項	手引書及び潜在候補者等に関する文書	①手引書 ②担当者研修会、担当者名簿 ③潜在候補者名簿	5年	廃棄
15 祝意・弔意表明に関する事項	祝意・弔意表明に関する事項	慶弔への対応に関する文書	①実施経過に関する文書 ②宮内庁への提出文書	10年	廃棄
16 奉祝行事等への協力依頼等に関する事項	奉祝行事等への協力依頼等に関する事項	依頼への対応に関する文書	①出席依頼に対する回答文書 ②あいさつ文作成	10年	廃棄
17 委員会の名義後援・共催に関する事項	名義後援・共催依頼	名義後援・共催の依頼に関する文書	①依頼文	3年	廃棄
	名義後援・共催の決定	名義後援・共催の決定、通知等に関する文書	①名義後援・共催の対象に関する書類 ②チェックリスト ③通知文・賞状案		
業界団体、公益法人及び一般法人、NPO等の連絡調整等に関する事項					
18 団体等からの依頼、要望、相談に関する事項	依頼、要望等	団体からの依頼、要望等に関する文書	①委員会への会議等出席依頼 ②委員会に対する要望、相談に関する文書	3年	廃棄
19 情報収集、報告収集、立入検査等に関する事項	情報収集	相談に関する文書	相談記録	5年	廃棄
		提出書類等に関する文書	①事業計画書、收支予算書 ②事業報告書、計算書類、役員名簿等 ③改善指導等に関する書類 ④審議会や関係機関への報告・意見聴取書 ⑤各種変更届、関係機関への通知 ⑥参考資料		
		調査(情報収集)に関する文書	①調査実施文書 ②法人等への状況調査書類 ③調査結果に関する書類 ④公表資料		
	指導監督の根拠及び基準に関する文書	指導監督の基準となる事項に関する文書	①国の方針、国の計画、国の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③系統団体の方針、計画、通知 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書		
		例規等に関する通知文書	①例規等に関する通知		
	通知文書	法人への通知等に関する文書	①法人への通知(国の方針、国の計画、国の通知等) ②法人への通知(県の方針、県の計画、県の通知等)		
		その他の通知等に関する文書	①その他の通知		
統計、調査等資料の収集に関する事項	統計、調査等資料の収集	報告微収	報告微収(随時実施)に関する文書	以下について移管 ・基幹的統計調査、その後の政策立案等に大きな影響を与えた統計、調査等の資料に関するもの	3年(ただし、基幹的統計調査に該当する場合は、10年)
		統計、調査の契機となった事項に関する文書	①国の方針、国の計画、国の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ⑤関係団体の文書		
		統計調査の届け出、記録情報の利用申請に関する文書	①統計調査の届け出、記録情報の利用申請に関する文書		
		統計、調査に活用した調査又は研究に関する文書	①国、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果 ③アンケート調査		
		統計、調査の実施に関する審議会、委員会等の文書	①開催経緯に関する文書 ②諮問に係る決裁文書 ③議事概要及び議事録 ④配付資料 ⑤報告、答申及び提言に関する文書		
	統計、調査等資料の収集に関する事項	各部(公室)との協議に関する文書	①協議文書 ②各部(公室)の質問又は意見 ③各部(公室)の質問又は意見に対する回答		
		統計、調査の業務委託等に関する文書	①施行伺い、見積書、支出負担行為書、契約書、業務完了報告書又は実績報告書、請求書、支払伺い		
		調査の実施に関する文書	①施行伺い、調査表、記載要領等		
		集計、分析に関する文書	①集計表、分析表、概要資料		
		関係団体等へのヒアリング等	①ヒアリング関係資料		
研修会、連絡会議その他の会議に関する事項	統計、調査等資料の収集	統計、調査等の資料の公表に関する文書	①統計書、報告書、統計・調査資料 ②報道資料等に関する文書	3年	廃棄
		関係団体等への通知等	①通知等 ②改善策等		
		検査、診断の実施に関する文書	①診断・検査実施のための通知 ②診断基準、チェックリスト		
	調査結果を踏まえた対応	検査・診断の結果に関する文書	①診断結果報告書、関係団体からの徴収書類 ②指導事項通知 ③回答書 ④提出資料		
		研修会の契機となった事項に関する文書	①国の方針、国の計画、国の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ⑤関係団体の文書		
		研修会の開催に関する文書	①開催通知、配付資料②講師就任依頼に関する文書		
21 委員会(委員会が構成員となる団体等を含む)が主催する研修会等に関する事項	研修会に関する事項	研修会結果に関する文書	①アンケート結果、改善を検討した資料	3年	廃棄
		研修会に関する事項	①開催通知、出席伺い		
22 他団体(国、他都道府県、市町村、その他の団体)が主催する研修会等への出席に関する事項	開催及び出欠等に関する文書	開催結果に関する文書	①開催通知、配付資料、復命書	3年	廃棄
		開催結果に関する文書	①開催通知、出席伺い		
23 委員会(委員会が構成員となる団体等を含む)が主催する連絡会議・説明会等に関する事項	連絡会議・説明会等に関する事項	開催の契機となった事項に関する文書	①国の方針、国の計画、国の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ⑤関係団体の文書	3年	廃棄
		連絡会議等の開催に関する文書	①開催通知、配付資料		
		開催結果に関する文書	①会議決定事項、とりまとめ書、報告書		

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
24	他団体(国、他都道府県、市町村、その他団体)が主催する連絡会議・説明会等への出席に関する事項	開催及び出欠等に関する文書 開催結果に関する文書	①開催通知、出席伺い ②配付資料、復命書	3年	廃棄
	連絡会議・説明会等の負担金等に関する事項	負担金等の支出に関する文書	①負担金支出伺い		
情報公開及び個人情報保護に関する事項					
26	行政文書の開示請求(開示の申出)に対する決定及びその経緯	開示請求書の受付 開示決定・実施	行政文書開示請求等に係る文書 行政文書の開示決定等に係る文書 ①行政文書開示決定等に関する文書 ②行政文書開示の実施に関する文書	3年	廃棄
	個人情報の開示請求(訂正請求・利用停止請求)に対する決定及びその経緯	開示請求書の受付 開示決定・実施	自己情報開示請求等に係る文書 自己情報の開示決定等に係る文書 ①自己情報の開示決定等に関する文書 ②自己情報の開示の実施に関する文書		
28	情報公開の推進に関する事項	情報公開施策の推進 相談・協議等	情報公開施策の推進に関する文書 情報公開に関する相談・協議に関する文書 ①情報公開の推進に関する文書 ②情報プラザ業務に関する文書 ①相談対応に関する文書	3年	廃棄
	個人情報の取り扱いに関する事項	個人情報の取り扱い	個人情報保護条例の運用状況 個人情報の取り扱いの通知 個人情報取扱事務登録対象事務の登録 個人情報法に関する事務 相談対応に関する事務 住民等からの苦情等に関する事務 ①個人情報保護条例の運用状況 ①個人情報の適切な取り扱い ①登録対象事務登録簿 ①個人情報保護法に関する文書 ①相談対応に関する文書 ①苦情申出処理票		
委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議の設置、諮問事項に関する決定又は了解及びその経緯					
30	委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議(特定の事業又は事務のために一定期間臨時に設置された会議を除く。)の設置、諮問事項に関する決定又は了解及びその経緯	委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議の設置 委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議の委員の選考 委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議の設置事項に関する決定又は了解	設置の契機となった事項に関する文書 設置に関する文書 任免に関する文書及びその経緯 諮問に関する文書 会議の開催、議事及び結果に関する文書	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
			①國の方針、國の計画、國の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ①設置に関する定め		
			①委員の選考に関する文書 ②任免伺い		
			①諮問事項の検討に関する文書、諮問伺い ①開催経緯に関する文書 ②諮問に係る決裁文書 ③議事概要及び議事録 ④配付資料 ⑤報告、答申及び提言に関する文書		
31	委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議(上記の会議を除く。)の設置、諮問事項に関する決定又は了解及びその経緯	委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議の設置 委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議の委員の選考 委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議の設置事項に関する決定又は了解	設置の契機となった事項に関する文書 設置に関する文書 任免に関する文書及びその経緯 諮問に関する文書 会議・フォーラム、意見交換会の開催、議事及び結果に関する文書	5年	廃棄
			①國の方針、國の計画、國の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ①設置に関する定め		
			①委員の選考に関する文書 ②任免伺い		
			①諮問事項の検討に関する文書②諮問伺い ①開催経緯に関する文書 ②諮問に係る決裁文書 ③議事概要及び議事録 ④配付資料 ⑤報告、答申及び提言に関する文書		
組織、人事等に関する事項					
32	組織又は定員に関する事項(権限の委任又は配分に関する事項を含む。)	組織編成・定数配置方針の通知 組織編成・定数配置要求 部(公室・局)庁による年度中途の配置調整 組織編成及び配置定数の内報	組織改正・定数配置方針に関する文書 組織編成及び配置定数要求に関する文書 配置調整に係る文書 組織編成及び配置定数の内報に關する文書	5年	廃棄
			①組織編成・定数配置方針の通知 ①組織編成・定数配置要求文書 ①配置調整に至るまでの経緯文書 ②配置調整の決定文書 ①組織編成及び配置定数に関する内報		
			①研修・指導に関する文書 ①懇親会又は分限の検討に関する文書 ①懇親会又は分限の決定に関する文書		
			①研修・指導に関する文書 ①懇親会又は分限の検討に関する文書 ①懇親会又は分限の決定に関する文書		
33	職員の懇親会又は分限に関する事項	研修・指導 懇親会又は分限の検討 懇親会又は分限の決定	研修・指導に関する文書 懇親会又は分限の検討に関する文書 懇親会又は分限の決定に関する文書	30年	廃棄
			①給与支払銀行店舗の指定依頼に係る文書 ②給与支払銀行店舗の決定に係る通知文書		
34	職員の給与に関する事項	給与 手当に關すること	給与と支払銀行店舗の指定等に關する文書 諸手当の認定に關する文書 ①通知	3年	廃棄
			①給与改定に關する文書 ①初任給決定に關する文書 ①昇給及び昇格に關する文書 ①復職調整に關する文書 ①給料表異動に關する文書 ①給料の調整額に關する文書 ①給料の支給に關する文書 ①給与の支給に關する文書 ①諸手当に關する文書 ①諸手当の運用に關する文書		
35	職員の給料、手当等に関する事項(主務課に限る。)	給与改定 給料 諸手当	①給与改定に關する文書 ①初任給決定に關する文書 ①昇給及び昇格に關する文書 ①復職調整に關する文書 ①給料表異動に關する文書 ①給料の調整額に關する文書 ①給料の支給に關する文書 ①給与の支給に關する文書 ①諸手当に關する文書 ①諸手当の運用に關する文書	5年	廃棄

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
35 職員の給料、手当等に関する事項(主務課に限る。)	諸手当	諸手当の支給に関する文書	①各種手当の支給に関する文書	5年	廃棄
	退職手当	退職手当に関する文書	①退職手当に関する文書		
	旅費	旅費に関する文書	①旅費に関する文書		
	報酬等	報酬等に関する文書	①報酬等に関する文書		
36 職員の勤務実績報告に関する事項	給与の公表	給与の公表に関する文書	①給与の公表に関する文書	5年	廃棄
	勤務実績報告	勤務実績報告書	①勤務実績報告書、勤務実績報告書(60時間超)		
37 職員の源泉徴収に関する事項	源泉徴収	源泉徴収に関する文書	①源泉徴収票 ②年末調整に関する通知	10年	廃棄
38 職員の公務災害に関する事項	認定請求	認定請求に関する文書	①認定請求書、添付書類(診断書、災害発生状況図、治療状況報告書、事業証明書(現認書)など) ②認定結果通知	10年	廃棄
	各種補償請求	各種補償請求に関する文書	①各種補償請求書、添付書類 ②各種補償決定通知		
	各種福祉事業申請	各種福祉事業申請に関する文書	①各種福祉事業申請書、添付書類 ②各種福祉事業決定通知		
	概算負担金	概算負担金に関する文書	①起案文書 ②概算負担金報告書		
39 職員の公務災害負担金に関する事項	負担金	確定負担金に関する文書	①起案文書 ②確定負担金報告書 ③人件費明細書 ④決算書	3年	廃棄
		負担金割合、理事長が定める率に関する文書	①負担金割合等に関する通知 ②理事長が定める率に関する通知		
		メリット制に関する文書	③メリット制に関する通知		
		職務専念義務の免除	①関係団体からの依頼文書等、職務専念義務免除承認手続依頼書、職務専念義務免除承認申請書		
40 職員の服務に関する事項	各種休暇	各種休暇に関する文書	②職務専念義務免除承認通知	3年	廃棄
	週休日の振替	週休日の振替に関する文書	①各種休暇承認請求書、添付書類		
	休日の代休指定	代休に関する文書	②週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更簿		
41 職員の研修計画に関する事項	各種休業	各種休業に関する文書	③代休日指定簿	5年	廃棄
	研修計画	計画の立案に関する調査研究文書	①各種休業承認申請書、添付書類		
		計画を制定又は改廃するための決裁文書	②関係団体又は関係者のヒアリング結果 ③計画案		
42 職員研修の実施に関する事項	研修(部局別専門研修、隣層別研修、市町村、団体等主催の研修)実施に向けての準備・検討	研修実施の決定に関する文書	①研修実施通知 ②受講者決定通知 ③出席者名簿、出席席、変更席、講師依頼に関する文書、会場に関する文書、配付資料、別途旅費に関する文書	3年	廃棄
	研修実施	研修実施に関する文書	①実施要領、実施報告書		
	実施状況調査	研修実施状況調査に関する文書	②実施状況調査票、参加状況調査票		
43 職員の福利厚生に関する事項	共済に関すること	共済組合に関する文書	①実施要領、実施報告書	3年	廃棄
	児童手当(子ども手当)に関すること	児童手当(子ども手当)の認定及び支給に関する文書	②児童手当(子ども手当)の認定及び支給に関する文書		
	レクレーションに関する文書	職員等のレクレーションに関する文書	③通知 ④職員等のレクレーションに関する文書		
44 職員の健康管理に関する事項	長時間勤務による健康障害防止対策に関すること	長時間勤務による健康障害防止対策実施要領に基づく助言指導	①定期退庁日時間外勤務状況報告書 ②長時間勤務報告書 ③助言指導、保健指導結果	3年	廃棄
	健康診断、各種検査に関すること	健康診断、事後指導、各種検査の実施	①健康診断等実施要領、実施通知 ②健康診断事後指導実施要領、実施通知		
	健康相談等	健康相談、ストレス相談	①健康相談、ストレス相談実施通知 ②嘱託医、臨床心理士委嘱		
	健康教室	健康教室実施に係る文書	③健康教室実施要領、実施通知		
45 旅行命令及び旅行に係る復命に関する事項	施行問い合わせ	旅行に係る施行問い合わせ(普通旅行、普通旅行(代理)、依頼旅行、外国旅行)	①開催通知、施行問い合わせ、依頼書、承諾書	5年	廃棄
	旅行申請	旅行に係る申請(普通旅行、普通旅行(代理)、依頼旅行、外国旅行)	②普通旅行命令簿、代理旅行命令簿、依頼旅行命令簿、外国旅行命令簿、外国旅費積算内訳書 ③変更旅行申請 ④完了報告申請		
	復命書	旅行に係る復命(普通旅行、普通旅行(代理)、外国旅行)	⑤関連資料(会議内容等)、復命書		
46 時間外勤務命令に関する事項	時間外勤務	時間外勤務申請及び承認に関する文書	①時間外勤務申請、承認、実績申請、実績承認	5年	廃棄
47 職員の担当事務の決定に関する事項	職員の担当事務の決定	職員の担当事務の決定に関する文書	②事務分掌表	3年	廃棄
48 事務引継に関する事項	事務の引継	事務引継に関する文書	③事務引継書	3年	廃棄
49 業務改善及び事務能率に関する事項	業務改善に関すること	業務改善に関する文書	①業務改善に関する調査等 ②業務改善に関する検討文書 ③業務改善に関する方針、計画、要領等の策定	5年	廃棄 ただし、組織機構改正に繋がる重要な業務改善(行政改革)については保管。
	事務能率に関すること	職員提案に関する文書	①職員提案に係る通知文書 ②職員からの提案文書 ③担当課における検討文書 ④検討結果の公表文書		
50 内部通報に関する事項	調査員の委嘱に関すること	調査員の委嘱に関する文書	①委嘱に関する文書	5年	廃棄
	内部通報の処理に関すること	内部通報の処理に関する文書	②通報文書 ③調査に関する文書 ④結果に関する文書		
51 不当な働きかけに関する事項	不当な働きかけの報告に関すること	不当な働きかけの報告に関する文書	①報告に関する文書	5年	廃棄
文書及び公印の管理に関する事項					
52 行政文書ファイルの管理に関する事項	行政文書ファイルの管理に関する文書	行政文書ファイル管理簿	①行政文書ファイル管理簿	制度廃止の日に係る特定日以後5年	廃棄

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
53 取得した文書の管理に関する事項	取得した文書の管理を行うための帳簿	取得した文書の管理を行うための帳簿	①受付簿	3年	廃棄
54 告示又は公告の記号及び番号を記録する帳簿、達又は指令の記号及び番号を記録する帳簿、達又は指揮の記号及び番号を記録する帳簿、記号及び番号を記録する帳簿	告示又は公告の記号及び番号を記録する帳簿、達又は指令の記号及び番号を記録する帳簿、記号及び番号を記録する帳簿	告示又は公告の記号及び番号を記録する帳簿、達又は指令の記号及び番号を記録する帳簿、記号及び番号を記録する帳簿	①告示番号簿又は公告番号簿、達番号簿、指令番号簿、受付発送簿	3年	廃棄
55 行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	①移管・廃棄簿	30年	移管
56 公印の管理等	公印の管理等	公印の印影、種類その他必要事項を記録する文書	①公印台帳	制度廃止の日に係る特定日以後5年	移管
57 行政文書及び公印の適正な取扱いに関する事項	行政文書及び公印の適正な取扱いに関する文書	行政文書及び公印の適正な取扱いに関する文書	①通知	3年	廃棄
その他の事項					
58 請願又は陳情の処理に関する事項	請願書の受理	請願書	①請願書	10年	廃棄
	委員会の決定	委員会における採択不採択の決定に関する文書	①請願に関する決定に関する文書		
	委員会の議決後の措置	委員会の議決の結果に関する文書	①請願書等、意見書		
	請願に対する措置	請願に対する処理の経過又は結果に関する文書	①請願に対する処理の経過又は結果に関する文書		
59 証明書、身分証明書等の交付に関する事項	証明書、身分証等の交付	証明書、身分証等の交付に関する決裁文書	①証明書、身分証等	5年	廃棄
60 パブリシティに関する事項	パブリシティの活用に関する事項	パブリシティの活用に関する文書	①インタビュー・アンケートに関する文書 ②寄稿文・メッセージ・コメントなどに関する文書	5年	廃棄
	県政記者クラブへの情報提供	県政記者クラブへの情報提供	①県政記者クラブとの協議事項に関する文書 ②県政記者クラブへ提供した文書		
61 広聴に関する事項	広聴活動に関する事項	広聴事業に関する文書	①広聴活動実施に関する決裁文書、配付資料、広聴時の記録	3年	廃棄
62 広報に関する事項	企画広報に関する事項	企画広報の実施に関する文書	①企画広報案、企画広報の実施に関する決裁文書、実績に関する文書	5年	廃棄
	印刷物の作成及び配布に関する事項	印刷物の作成及び配布に関する文書	①印刷物の作成及び配布案、印刷物の作成及び配布の実施に関する決裁文書、印刷物、印刷物の作成及び配布の実績に関する文書		
	県内広報に関する事項	県内に向けた広報の実施に関する文書	①契約に関する文書、②企画実施に関する文書、③実績に関する文書		
63 ホームページに関する事項	県外広報に関する事項	県外に向けた広報の実施に関する文書	①契約に関する文書、②企画実施に関する文書、③各種打合せ、協議に関する文書、④実績に関する文書	3年	廃棄
	ホームページに関する事項	ホームページ運用管理の要領に関する文書	①ホームページ運用管理要領		
	ホームページ登載に関する事項	ホームページ登載に関する文書	①ホームページ登載に関する決裁文書		
64 表敬訪問等に関する事項	ホームページの利用状況に関する事項	ホームページの利用状況に関する文書	①閲覧数の調査結果に関する文書	3年	
	表敬訪問等に関する事項	表敬訪問の実施に関する文書	①表敬訪問に関する依頼文書 ②実施に関する文書、公表に関する文書		
65 法定受託事務の実施に関する事項	国の機関等への照会に関する事項	国の機関等への照会に関する文書	①照会案、照会問い合わせ	30年	移管
	国の機関等からの回答に関する事項	国の機関等からの回答に関する文書	①回答書又は指示書		
	法定受託事務に関する国の方針・指導(又は技術的助言)に関する事項	法定受託事務に関する国の方針・指導(又は技術的助言)に関する文書	①通知、通達、その他指導(又は技術的助言)に関する文書		
	その他法定受託事務の実施に関する事項	その他の法定受託事務の実施に関する事項	①法定受託事務の実施に関する文書		
66 照会の実施に関する事項	照会の実施	照会の立案に関する文書及びその経緯	①立案を検討するに至る経緯に関する文書又は事案の発生に関する文書	3年	廃棄
		照会に関する決裁文書	①照会案、照会問い合わせ		
		回答のとりまとめに関する文書	①回答結果のとりまとめに関する文書		
67 県の機関からの照会への回答に関する事項	県の機関からの照会への回答に関する事項	回答に関する文書	①回答案、回答問い合わせ	1年	
		県の機関以外からの照会に関する文書	①県の機関以外からの照会文書		
68 県の機関以外からの照会への回答に関する事項	県の機関以外からの照会への回答に関する事項	県の機関以外からの照会を受けて、市町村等他団体への照会に関する文書	①照会案、照会問い合わせ ①回答結果のとりまとめに関する文書、照会先からの回答のとりまとめに関する文書	3年	廃棄
		回答のとりまとめに関する文書	②回答案、回答問い合わせ		
		内閣府委託調査に関する業務	①委託契約に関する文書 ②調査への回答等に関する文書		
69 各種調査に関する事項	国の制度・施策に関する調査に関する業務	国の制度・施策に関する調査に関する文書	①調査への回答等に関する文書	5年	廃棄
	その他の各種調査に関する業務	その他の各種調査に関する文書	①調査への回答等に関する文書		
	通知・報告の実施に関する事項	通知・報告に関する文書	①決裁文書		
70 通知・報告の受領に関する事項	通知・報告の受領に関する事項	通知・報告に関する文書	①通知文、報告文	3年	廃棄
	連携に関する事項	連携に関する文書	①連携に関する文書		
71 他機関・団体・県民との連携に関する事項	県民の相談に関する事項	県民の相談に関する文書	①相談に関する文書 ②相談の結果に関する文書	3年	廃棄
72 県民の相談に関する事項	普及啓発に関する事項	普及啓発に関する文書	①普及啓発に関する文書	3年	廃棄
73 普及啓発に関する事項	普及啓発に関する事項	普及啓発に関する文書	①普及啓発に関する文書	3年	廃棄

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
74 総務に関する事項	所属の意思決定に関する事項	問い合わせ定めに関する文書	①専決に関する決裁文書	3年	廃棄
	総務総括	総務に関する文書	①部局内の取り決め文書 ②参考送付文書		
75 歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きい事項として知事が別に定める基準に適合するもの	当該事項が該当する「性質区分」毎に定める「業務の区分」とおり	当該事項が該当する「性質区分」毎に定める「文書の類型」とおり	①当該事業が該当する「性質区分」毎に定める「具体例」とおり	当該事項が該当する「性質区分」毎に定める「保存期間」とおり	移管
76 前号までの各事項に該当しない文書であって、保存期間が1年未満で足り得る文書	前号までの各事項に該当しない文書であって、保存期間が1年未満で足り得る文書	前号までの各事項に該当しない文書であって、保存期間が1年未満で足り得る文書	①軽易な文書	1年未満	廃棄

※ この表に定めがないものについては、知事が保有する行政文書の管理に関する規則(平成24年熊本県規則第26号)別表の例による。

## 熊本県内水面漁場管理委員会告示第1号

熊本県内水面漁場管理委員会が保有する行政文書の管理に関する規程を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮崎暢俊

### 熊本県内水面漁場管理委員会が保有する行政文書の管理に関する規程 (主旨)

第1条 この規程は、熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第1号。以下「条例」という。)に基づき、熊本県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が保有する行政文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。(条例第4条の作成すべき文書)

第2条 職員は、別表の各項の性質区分欄に掲げる事項について当該各項の業務の区分欄に掲げる業務を行うときは、当該各項の文書の類型欄に掲げる文書の類型を参照して文書を作成しなければならない。

(行政文書ファイル等の分類、名称及び保存期間)

第3条 委員会は、能率的な事務及び事業の処理に資するとともに、委員会の有する諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、条例第5条第1項及び第3項の規定により、行政文書及び行政文書ファイルについて、事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならぬ。

2 条例第5条第1項の保存期間は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 別表の文書の類型欄に掲げる行政文書(次号に掲げるものを除く。) 同表の保存期間欄に掲げる期間

(2) 他の法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例による保存期間の定めがある行政文書 当該法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定める期間

3 条例第5条第1項の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると委員会が認める場合にあっては、その日とする。

4 条例第5条第3項の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

5 条例第5条第3項の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下この項及び第5条第1項において「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると委員会が認める場合にあっては、その日とする。

6 第4項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

#### (保存期間の延長)

第4条 委員会は、条例第5条第4項の規定により、次の各号に掲げる行政文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行政文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間

(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの当該

**訴訟が終結するまでの間**

- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
  - (4) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第6条第1項に規定する開示請求があつたもの 同条例第11条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間
  - (5) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第14条の規定による開示請求又は第23条の規定による訂正請求があつたもの 同条例第19条第1項若しくは第2項又は第25条第1項の決定の日の翌日から起算して1年間
- 2 委員会は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。
- (行政文書ファイル管理簿の記載事項等)

第5条 条例第7条第1項の規定により行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 分類
- (2) 名称
- (3) 保存期間
- (4) 保存期間の満了する日
- (5) 保存期間が満了したときの措置
- (6) 保存場所
- (7) 文書作成取得日（行政文書ファイルにあっては、ファイル作成日）の属する年度  
その他これに準ずる期間
- (8) 前号の日における文書管理者（行政文書ファイル等を現に管理すべき者として委員会が定める者をいう。第11号において同じ。）
- (9) 保存期間の起算日
- (10) 媒体の種別
- (11) 行政文書ファイル等に係る文書管理者

2 委員会は、行政文書ファイル管理簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製しなければならない。

(条例第7条第2項ただし書の規則で定める期間)

第6条 条例第7条第2項ただし書の規則その他の規程で定める期間は、1年とする。

(行政文書ファイル管理簿の閲覧場所)

第7条 条例第7条第2項の事務所の場所については、熊本県庁内の委員会事務局とする。  
(その他)

第8条 行政文書の管理に関して、この規程に定めのない事項については、知事部局の例による。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 別表(第2条、第3条関係) 行政文書の作成・分類・保存及び保存期間満了時の措置の基準

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
条例等の制定又は改廃及びその経緯					
1 告示の制定又は改廃及びその経緯	告示案の検討	立案の契機となった事項に関する文書	①国の方針、国の計画、国の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ⑤国、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査結果 ⑥関係団体又は関係者のヒアリング結果	10年	移管
		立案に活用した調査又は研究に関する文書	①国、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査結果 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果		
		各部(公室)との協議に関する文書	①各部(公室)の質問又は意見 ②各部(公室)の質問又は意見に対する回答		
	告示の決定	告示の決定に関する決裁文書	①告示案 ②告示の概要 ③新旧対照表		
2 要綱等の制定又は改廃及びその経緯	要綱等案の検討	告示案の決定過程に関する文書	①二役又は部長等への説明資料及び指示(結果)に関する文		
		立案の契機となった事項に関する文書	①国の方針、国の計画、国の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ⑤国、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査		
		立案に活用した調査又は研究に関する文書	②関係団体又は関係者のヒアリング結果		
	要綱等の決定	要綱等の決定に関する決裁文書	①二役又は部長等への説明資料及び指示(結果)に関する文		
3 複数の実施機関による申合せ及びその経緯	複数の実施機関による申合せ及びその経緯	要綱等案の決定過程に関する文	①要綱等案 ②要綱等の概要 ③新旧対照表	10年	移管
		解釈又は運用基準の策定	①逐条解説 ②ガイドライン ③運用の手引き		
		複数の実施機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①立案の契機となった事項に関する文書 ②立案に活用した調査又は研究に関する文書 ③申合せに係る案の検討に関する実施機関協議文書 ④他の実施機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 ⑤申合せの内容が記録された文書		
		複数の実施機関による申合せ及びその他の重要な経緯	①基本方針 ②基本計画 ③二役又は部長の指示等の文書 ④国、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ⑤関係団体又は関係者のヒアリング結果 ⑥協議案 ⑦各実施機関からの質問、意見 ⑧各実施機関からの質問、意見に対する回答		
4 法令に基づく他の地方公共団体に対する勧告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	法令に基づく他の地方公共団体に対する勧告及び当該意思決定に至る過程	立案の検討その他の重要な経緯	①法令等の解説に関する文書 ②立案を検討するに至る経緯に関する文書又は事案の発生に関する文書 ③開催経緯に関する文書 ④諮詢に係る決裁文書 ⑤議事概要及び議事録 ⑥配付資料 ⑦報告、答申及び提言に関する文書	30年	以下について移管 ・勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの
		勧告に関する立案の検討その他の重要な経緯	①国、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果 ③勧告案		
		立案の検討その他の重要な経緯	①開催経緯に関する文書 ②諮詢に係る決裁文書 ③議事概要及び議事録 ④配付資料 ⑤報告、答申及び提言に関する文書		
		立案に活用した調査又は研究に関する文書	①国、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果		
5 法令に基づく他の地方公共団体に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程	他の地方公共団体に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程	協議及び同意に係る立案の検討その他の重要な経緯	①協議案 ②他の地方公共団体からの質問、意見 ③他の地方公共団体からの質問、意見に対する回答	10年	以下について移管 ・勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの
		立案の検討その他の重要な経緯	①協議書、同意書等 ②関係機関への通知等		
		立案に活用した調査又は研究に関する文書	①協議書、同意書 ②国への通知 ③人事委員会への通知		
		協議及び同意の内容に関する文書	①協議書、同意書等 ②関係機関への通知		
6 法令に基づく他の地方公共団体に対する届出、通知、報告及び資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	他の地方公共団体に対する届出、通知、報告及び資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	立案の検討その他の重要な経緯	①法令等の解説に関する文書 ②立案を検討するに至る経緯に関する文書又は事案の発生に関する文書 ③開催経緯に関する文書 ④諮詢に係る決裁文書 ⑤議事概要及び議事録 ⑥配付資料 ⑦報告、答申及び提言に関する文書	10年	以下について移管 ・勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの
		立案の検討その他の重要な経緯	①国、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果 ③勧告案		

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
6	法令に基づく他の地方公共団体に対する届出、通知、報告及び資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	他の地方公共団体に対する届出、通知、報告及び資料の提出要求に関する立案の検討その他の重要な経緯	立案に活用した調査又は研究に関する文書 他の地方公共団体との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 届出、通知、報告及び資料の提出要求に関する文書	①国、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果 ①開催経緯に関する文書 ②議事概要及び議事録 ③配付資料 ①通知	10年	以下について移管 ・勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの
<b>個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯</b>						
7	不利益処分の決定及びその経緯	処分の検討	調査等に関する書類(追加) 処分案に関する書類	①事実確認調査等に関する文書(追加) ①不利益処分の対象、理由等に関する文書	5年	廃棄
		聴聞	聴聞手続に関する書類	①聴聞の通知 ②聴聞における説明資料 ③聴聞調書 ④報告書		
		処分	処分の意思決定に関する書類 名称変更・解散の登記等に関する文書	①指令書等 ①各種届、提出書類、登記嘱託に関する書類		
		処分の公表、報告	処分の公表、報告に関する書類	①処分の公表に関する文書 ②報告書		
8	不服申立てに関する裁決又は決定(審議会等における検討等を含む。)及びその経緯	不服申立ての提起	不服申立ての提起に関する文書	①審査請求書(異議申立書) ②審査請求(異議申立)封取書(口頭の場合)		
		要件審理	要件審理に関する文書	①補正命令書 ②補正書		
			弁明に関する文書	①処分庁に弁明を求める文書 ②弁明書 ③弁明書副本の送付文		
			反論に関する文書	①弁明に対する反論書 ②反論書の送付文		
			証拠調べに関する文書	①口頭意見陳述申立書、期日等指定書 ②証拠書類等の提出に関する文書 ③第三者に対する証拠物件提出要求書 ④参考人陳述申立書	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審査会の答申、決定について年度ごとに取りまとめたもの
			審議会等に関する文書	①諮詢問書 ②審議会配付資料 ③議事録 ④答申書		
			裁決(決定)、取下げ	①裁決書(決定書)、取下書(取下げはいつでもできる。)		
9	応訴及びその経緯	訴訟の提起	訴訟の提起に関する文書	①訴状 ②期日呼出状 ③答弁書催告状		
		応訴の方針決定	応訴の方針決定に関する文書	①事件に関する事実(処分等)に関する文書 ②事件に関する法律関係の文書 ③応訴の方針決定に関する文書 ④底本地方法務局への報告・協議(法定受託事務に係る訴訟)		
		代理人に関する文書	代理人に関する文書	①指定書 ①委任状 ②訴訟委任契約書		
		指定代理人に関する文書	指定代理人に関する文書	①委任状 ②訴訟委任契約書		
		主張、立証	訴訟における主張、立証に関する書類	①答弁書の作成(協議)に関する文書 ②答弁書 ③口頭弁論に関する書類		
		判決	判決・和解に関する書類	①判決書・和解調書		
10	訴訟の提起及びその経緯	提起の準備	出訴の方針決定に関する文書	①事件に関する事実(処分等)に関する文書 ②事件に関する法律関係の文書 ③出訴の方針決定に関する文書		
			代理人に関する文書	①指定書 ①委任状 ②訴訟委任契約書		
			指定代理人に関する文書	①委任状 ②訴訟委任契約書		
		訴訟の提起	訴訟の提起に関する文書	①訴状		
		議会の議決	議会の議決に関する文書	①議案		
		主張、立証	訴訟における主張、立証に関する書類	①口頭弁論に関する書類		
		判決	判決・和解に関する書類	①判決書・和解調書		
<b>事業の実施に関する事項</b>						
11	事業計画に関する事項	計画案の検討	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 立案の検討に関する審議会、委員会、諸会議等の文書 各部(公室)との協議に関する文書 他の行政機関との協議に関する文書、他の関係機関又は関係団体等との協議に関する文書	①国の方針、国の計画、国の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は都部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ①国、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ②先進地の事例調査 ③関係団体又は関係者のヒアリング(アンケート調査)結果 ①開催経緯に関する文書 ②結間に係る決裁文書 ③議事概要及び議事録 ④配付資料 ⑤報告、答申及び提言に関する文書 ①協議文書 ②各部(公室)の質問又は意見 ③各部(公室)の質問又は意見に対する回答 ①協議書、同意書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	事業終了の日に係る特定日以後5年 廃棄
12	事業の実施に関する事項	事業内容の検討	事業の契機となった事項に関する文書	①事業計画 ②陳情書、請願書		
		事業内容の決定	事業内容に関する文書	①事業内容の決定の文書		
		事業実施の決定	事業実施に関する文書	①施行令		
			関係機関への周知等に関する文書	①関係機関・者への協力依頼 ②事業実施の周知文書		
		事業の実施	広報関係文書	①新聞広報 ②マスコミへの投げ込み ③その他季刊誌等への掲載等		
			事業内容の変更に関する文書	①変更施行令		
		事業の評価	事業の評価に関する文書	①第三者委員会等における審議記録 ②事業評価公表資料		
<b>儀式、栄典、表彰等に関する事項</b>						

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
13 その他国等の表彰に関する事項	その他国等の表彰に関する事項	授与に関する文書	①表彰基準に関する文書 ②選考に関する文書 ③授与に関する文書	10年	廃棄
14 表彰事務に関する事項	表彰事務に関する事項	手引書及び潜在候補者等に関する文書	①手引書 ②担当者研修会、担当者名簿 ③潜在候補者名簿	5年	廃棄
15 祝意・弔意表明に関する事項	祝意・弔意表明に関する事項	慶弔への対応に関する文書	①実施経過に関する文書 ②宮内庁への提出文書	10年	廃棄
16 奉祝行事等への協力依頼等に関する事項	奉祝行事等への協力依頼等に関する事項	依頼への対応に関する文書	①出席依頼に対する回答文書 ②あいさつ文作成	10年	廃棄
17 委員会の名義後援・共催に関する事項	名義後援・共催の依頼に関する事項	名義後援・共催の依頼に関する文書	①依頼文	3年	廃棄
	名義後援・共催の決定、通知等に関する文書	名義後援・共催の決定、通知等に関する文書	①名義後援・共催の対象に関する書類 ②チェックリスト ③通知文・賞状案		
業界団体、公益法人及び一般法人、NPO等の連絡調整等に関する事項					
18 団体等からの依頼、要望、相談に関する事項	依頼、要望等	団体からの依頼、要望等に関する文書	①委員会への会議等出席依頼 ②委員会に対する要望、相談に関する文書	3年	廃棄
19 情報収集、報告微収、立入検査等に関する事項	情報収集	相談に関する文書	相談記録 ①事業計画書、収支予算書 ②事業報告書、計算書類、役員名簿等 ③改善指導等に関する書類 ④審議会や関係機関への報告・意見聴取書 ⑤各種変更届、関係機関への通知 ⑥参考資料	5年	廃棄
		提出書類等に関する文書	①調査実施文書 ②法人等への状況調査書類 ③調査結果に関する書類		
		調査(情報収集)に関する文書	④公表資料		
	指導監督の根拠及び基準に関する文書	指導監督の基準となる事項に関する文書	①国の方針、国の計画、国の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③系統団体の方針、計画、通知 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書		
		例規等に関する通知文書	①例規等に関する通知		
		通知文書	①法人への通知(国の方針、国の計画、国の通知等) ②法人への通知(県の方針、県の計画、県の通知等)		
	報告微収	その他の通知等に関する文書	①他の通知		
		報告微収(随時実施)に関する文書	①報告要求書 ②報告書		
統計、調査等資料の収集に関する事項					
20 統計、調査等資料の収集に関する事項	統計、調査等資料の収集	統計、調査の契機となった事項に関する文書	①国の方針、国の計画、国の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ⑤関係団体の文書	3年(ただし、基幹的統計調査に該当する場合は、10年)	以下について移管 ・基幹的統計調査、その後の政策立案等に大きな影響を与えた統計、調査等の資料に関するもの
		統計調査の届け出、記録情報の利用申請に関する文書	①統計調査の届け出、記録情報の利用申請に関する文書		
		統計、調査に活用した調査又は研究に関する文書	①国、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果 ③アンケート調査		
		統計、調査の実施に関する審議会、委員会等の文書	①開催経緯に関する文書 ②結論に係る決裁文書 ③議事概要及び議事録 ④配付資料 ⑤報告、答申及び提言に関する文書		
		各部(公室)との協議に関する文書	①協議文書 ②各部(公室)の質問又は意見 ③各部(公室)の質問又は意見に対する回答		
		統計、調査の業務委託等に関する文書	①施行伺い、見積書、支出負担行為書、契約書、業務完了報告書又は実績報告書、請求書、支払伺い		
		調査の実施に関する文書	①施行伺い、調査表、記載要領等		
		統計、分析等に関する文書	①集計表、分析表、概要資料		
		関係団体等へのヒアリング等	①ヒアリング関係資料		
		統計、調査等の資料の公表に関する文書	①統計書、報告書、統計・調査資料 ②報道資料等に関する文書		
21 委員会(委員会が構成員となる団体等を含む)が主催する研修会等に関する事項	研修会に関する事項	関係団体等への通知等	①通知等 ②改善策等	3年	廃棄
		検査・診断の実施に関する文書	①診断・検査実施のための通知 ②診断基準、チェックリスト		
		検査・診断の結果に関する文書	①診断結果報告書、関係団体からの徵収書類 ②指導事項通知 ③回答書 ④提出資料		
		研修会、連絡会議その他の会議に関する事項	①アンケート結果、改善を反映した資料		
22 他団体(国、他都道府県、市町村、その他の団体)が主催する研修会等への出席に関する事項	他団体(国、他都道府県、市町村、その他の団体)が主催する研修会等への出席に関する事項	研修会の契機となった事項に関する文書	①国の方針、国の計画、国の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ⑤関係団体の文書	3年	廃棄
		研修会の開催に関する文書	①開催通知、配付資料(講師就任依頼に関する文書)		
		開催結果に関する文書	①アンケート結果、改善を反映した資料		
23 委員会(委員会が構成員となる団体等を含む)が主催する連絡会議・説明会等に関する事項	連絡会議・説明会等に関する事項	開催の契機となった事項に関する文書	①国の方針、国の計画、国の通知 ②県の方針、県の計画、二役又は部長の指示等の文書 ③陳情書、請願書 ④法律、政令又は省令の制定改廃に関する文書 ⑤関係団体の文書	3年	廃棄
		連絡会議等の開催に関する文書	①開催通知、配付資料		
		開催結果に関する文書	①会議決定事項、とりまとめ書、報告書		

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
24	他団体(国、他都道府県、市町村、その他団体)が主催する連絡会議・説明会等への出席に関する事項	開催及び出欠等に関する文書 開催結果に関する文書	①開催通知、出席伺い ②配付資料、復命書	3年	廃棄
	連絡会議・説明会等の負担金等に関する事項	負担金等の支出に関する文書	①負担金支出伺い		
情報公開及び個人情報保護に関する事項					
26	行政文書の開示請求(開示の申出)に対する決定及びその経緯	開示請求書の受付 開示決定・実施	①行政文書開示請求(開示の申出)等に関する文書 ①行政文書開示決定等に関する文書 ②行政文書開示の実施に関する文書	3年	廃棄
	個人情報の開示請求(訂正請求・利用停止請求)に対する決定及びその経緯	開示請求書の受付 開示決定・実施	①自己情報開示請求等に関する文書 ①自己情報の開示決定等に関する文書 ②自己情報の開示の実施に関する文書		
28	情報公開の推進に関する事項	情報公開施策の推進 相談・協議等	①情報公開の推進に関する文書 ②情報プラザ業務に関する文書 ①相談対応に関する文書	3年	廃棄
	個人情報の取り扱いに関する事項	個人情報の取り扱い	①個人情報保護条例の運用状況 ①個人情報の適切な取り扱い ①個人情報取扱事務登録対象事務の登録 ①個人情報法に関する事務 ①相談対応に関する事務 ①住民等からの苦情等に関する事務 ①苦情申出処理票		
委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議の設置、諮問事項に関する決定又は了解及びその経緯					
30	委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議(特定の事業又は事務のために一定期間臨時に設置された会議を除く。)の設置、諮問事項に関する決定又は了解及びその経緯	委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議の委員の選考	設置の契機となった事項に関する文書 設置に関する文書	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
		委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議の委員の選考	任免に関する文書及びその経緯		
		委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議への諮問事項に関する決定又は了解	諮問に関する文書		
		委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議(上記の会議を除く。)の設置、諮問事項に関する決定又は了解及びその経緯	会議の開催、議事及び結果に関する文書		
31	委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議(上記の会議を除く。)の設置、諮問事項に関する決定又は了解及びその経緯	委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議の委員の選考	設置の契機となった事項に関する文書 設置に関する文書	5年	廃棄
		委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議の委員の選考	任免に関する文書及びその経緯		
		委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議への諮問事項に関する決定又は了解	諮問に関する文書		
		委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議への諮問事項に関する決定又は了解	会議・フォーラム、意見交換会の開催、議事及び結果に関する文書		
組織、人事等に関する事項					
32	組織又は定員に関する事項(権限の委任又は配分に関する事項を含む。)	組織編成・定数配置方針の通知 組織編成・定数配置要求	①組織編成・定数配置方針の通知 ①組織編成・定数配置要求文書	5年	廃棄
		部(公室・局)庁による年度中途の配置調整	配置調整に係る文書		
		組織編成及び配置定数の内報	①配置調整に至までの経緯文書 ②配置調整の決定文書		
		研修・指導 懇親会又は分限の検討 懇親会又は分限の決定	①組織編成及び配置定数に関する文書 ①研修・指導に関する文書 ①懇親会又は分限の検討に関する文書 ①懇親会又は分限の決定に関する文書		
33	職員の給与に関する事項	給与	①給与支払銀行の指定等に関する文書 ②給与支払銀行店舗の決定に係る通知文書	30年	廃棄
	手当に関する事項	手当に関すること	①通知		
35	職員の給料、手当等に関する事項(主務課に限る。)	給与改定 給料 諸手当	①給与改定に関する文書 ①初任給決定に関する文書 ①昇給及び昇格に関する文書 ①復職調整に関する文書 ①給料表異動に関する文書 ①給料の調整額に関する文書 ①給料の支給に関する文書 ①諸手当に関する文書 ①諸手当の運用に関する文書	5年	廃棄

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
35 職員の給料、手当等に関する事項(主務課に限る。)	諸手当	諸手当の支給に関する文書	①各種手当の支給に関する文書	5年	廃棄
	退職手当	退職手当に関する文書	①退職手当に関する文書		
	旅費	旅費に関する文書	①旅費に関する文書		
	報酬等	報酬等に関する文書	①報酬等に関する文書		
36 職員の勤務実績報告に関する事項	給与の公表	給与の公表に関する文書	①給与の公表に関する文書	5年	廃棄
	勤務実績報告	勤務実績報告書	①勤務実績報告書、勤務実績報告書(60時間超)		
37 職員の源泉徴収に関する事項	源泉徴収	源泉徴収に関する文書	①源泉徴収票 ②年末調整に関する通知	10年	廃棄
38 職員の公務災害に関する事項	認定請求	認定請求に関する文書	①認定請求書、添付書類(診断書、災害発生状況図、治療状況報告書、事業証明書(現認書)など) ②認定結果通知	10年	廃棄
	各種補償請求	各種補償請求に関する文書	①各種補償請求書、添付書類 ②各種補償決定通知		
	各種福祉事業申請	各種福祉事業申請に関する文書	①各種福祉事業申請書、添付書類 ②各種福祉事業決定通知		
	概算負担金	概算負担金に関する文書	①起案文書 ②概算負担金報告書		
39 職員の公務災害負担金に関する事項	負担金	確定負担金に関する文書	①起案文書 ②確定負担金報告書 ③人件費明細書 ④決算書	3年	廃棄
		負担金割合、理事長が定める率に関する文書	①負担金割合等に関する通知 ②理事長が定める率に関する通知 ③メドレット制に関する通知		
		メリット制に関する文書	①関係団体からの依頼文書等、職務専念義務免除承認申請書 ②職務専念義務免除承認通知		
		職務専念義務の免除	③出席者名簿、欠席届、変更届、講師依頼に関する文書、会場に関する文書、配付資料、別途旅費に関する文書		
40 職員の服務に関する事項	各種休暇	各種休暇に関する文書	①各種休暇承認請求書、添付書類	3年	廃棄
	週休日の振替	週休日の振替に関する文書	①1週休日の振替え及び4時間の勤務時間の割振り変更簿		
	代休日の代休指定	代休に関する文書	①代休日指定簿		
	各種休業	各種休業に関する文書	①各種休業承認申請書、添付書類		
41 職員の研修計画に関する事項	研修計画	計画の立案に関する調査研究文書	①個人、県若しくは市町村又は民間企業の状況調査 ②関係団体又は関係者のヒアリング結果	5年	廃棄
		計画を制定又は改廃するための決裁文書	①計画案		
42 職員研修の実施に関する事項	研修(部局別専門研修、階層別研修、市町村、団体等主催の研修)実施に向けた準備・検討	研修実施の決定に関する文書	①研修実施通知 ②受講者決定通知 ③出席者名簿、欠席届、変更届、講師依頼に関する文書、会場に関する文書、配付資料、別途旅費に関する文書	3年	廃棄
		研修実施	①実施要領、実施報告書		
		実施状況調査	①実施状況調査票、参加状況調査票		
		共済に関する文書	①実施要領、実施報告書		
43 職員の福利厚生に関する事項	児童手当(子ども手当)に関する文書	児童手当(子ども手当)の認定及び支給に関する文書	①通知	3年	廃棄
	レクリエーションに関する文書	職員等のレクリエーションに関する文書	①開催通知、実施要領等		
	長時間勤務による健康障害防止対策に関する事項	長時間勤務による健康障害防止対策実施要領に基づく助言指導	①定期返休日時間外勤務状況報告書 ②長時間勤務報告書 ③助言指導、保健指導結果		
	健康診断、各種検査に関する事項	健康診断、事後指導、各種検査の実施	①健康診断等実施要領、実施通知 ②健康診断事後指導実施要領、実施通知		
44 職員の健康管理に関する事項	健康相談等	健康相談、ストレス相談	①健康相談、ストレス相談実施通知 ②臨床心理士委嘱	3年	廃棄
	健康教室	健康教室実施に係る文書	①健康教室実施要領、実施通知		
	施行問い合わせ	旅行に係る旅行問い合わせ(普通旅行、普通旅行(代理)、依頼旅行、外国旅行)	①開催通知、施行問い合わせ、依頼書、承諾書		
45 旅行命令及び旅行に関する復命に関する事項	旅行申請	旅行に係る申請(普通旅行、普通旅行(代理)、依頼旅行、外国旅行)	①普通旅行命令簿、代理旅行命令簿、依頼旅行命令簿、外国旅行命令簿、外国旅費積算内訳書 ②変更旅行申請 ③完了報告申請	5年	廃棄
	復命書	旅行に係る復命(普通旅行、普通旅行(代理)、外国旅行)	①関連資料(会議内容等)、復命書		
46 時間外勤務命令に関する事項	時間外勤務	時間外勤務申請及び承認に関する文書	①時間外勤務申請、承認、実績申請、実績承認	5年	廃棄
47 職員の担当事務の決定に関する事項	職員の担当事務の決定	職員の担当事務の決定に関する文書	①事務分掌表	3年	廃棄
48 事務引継に関する事項	事務の引継	事務引継に関する文書	①事務引継書	3年	廃棄
49 業務改善及び事務能率に関する事項	業務改善に関する事項	業務改善に関する文書	①業務改善に関する調査等 ②業務改善に関する検討文書 ③業務改善に関する方針、計画、要領等の策定	5年	廃棄 ただし、組織機構改正に繋がる重要な業務改善(行政改革)については移管。
	事務能率に関する事項	職員提案に関する文書	①職員提案に係る通知文書 ②職員からの提案文書 ③担当課における検討文書 ④検討結果の公表文書		
50 内部通報に関する事項	調査員の委嘱に関する事項	調査員の委嘱に関する文書	①委嘱に関する文書	5年	廃棄
	内部通報の処理に関する事項	内部通報の処理に関する文書	①通報文書 ②調査に関する文書 ③結果に関する文書		
51 不当な働きかけに関する事項	不当な働きかけの報告に関する事項	不当な働きかけの報告に関する文書	①報告に関する文書	5年	廃棄
文書及び公印の管理に関する事項					
52 行政文書ファイルの管理に関する事項	行政文書ファイルの管理に関する文書	行政文書ファイル管理簿	①行政文書ファイル管理簿	制度廃止の日に係る特定日以後5年	廃棄

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
53 取得した文書の管理に関する事項	取得した文書の管理を行うための帳簿	取得した文書の管理を行うための帳簿	①受付簿	3年	廃棄
54 告示又は公告の記号及び番号を記録する帳簿、達又は指令の記号及び番号を記録する帳簿、記号及び番号を記録する帳簿	案例、規則、告示、公告又は命令の記号及び番号を記録する帳簿、達又は指令の記号及び番号を記録する帳簿、記号及び番号を記録する帳簿	告示又は公告の記号及び番号を記録する帳簿、達又は指令の記号及び番号を記録する帳簿、記号及び番号を記録する帳簿	①告示番号簿又は公告番号簿、達番号簿、指令番号簿、受付発送簿	3年	廃棄
55 行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	①移管・廃棄簿	30年	移管
56 公印の管理等	公印の管理等	公印の印影、種類その他必要事項を記録する文書	①公印台帳	制度廃止の日に係る特定日以後5年	移管
57 行政文書及び公印の適正な取扱いに関する事項	行政文書及び公印の適正な取扱いに関する文書	行政文書及び公印の適正な取扱いに関する文書	①通知	3年	廃棄
その他の事項					
58 請願又は陳情の処理に関する事項	請願書の受理	請願書	①請願書	10年	廃棄
	委員会の決定	委員会における採択不採択の決定に関する文書	①請願に関する決定に関する文書		
	委員会の議決後の措置	委員会の議決の結果に関する文書	①請願書等、意見書		
	請願に対する措置	請願に対する処理の経過又は結果に関する文書	①請願に対する処理の経過又は結果に関する文書		
59 証明書、身分証明書等の交付に関する事項	証明書、身分証等の交付	証明書、身分証等の交付に関する決裁文書	①証明書、身分証等	5年	廃棄
60 パブリシティに関すること	パブリシティの活用に関すること	パブリシティの活用に関する文書	①インタビュー・アンケートに関する文書 ②寄稿文・メッセージ・コメントなどに関する文書	5年	廃棄
	県政記者クラブへの情報提供	県政記者クラブとの協議事項に関する文書	①県政記者クラブとの協議事項に関する文書 ②県政記者クラブへ提供した文書		
61 広聴に関すること	広聴活動に関する事項	広聴事業に関する文書	①広聴活動実施に関する決裁文書、配付資料、広聴時の記録	3年	廃棄
62 広報に関する事項	企画広報に関する事項	企画広報の実施に関する文書	①企画広報業、企画広報の実施に関する決裁文書、実績に関する文書	5年	廃棄
	印刷物の作成及び配布に関する文書	印刷物の作成及び配布業、印刷物の作成及び配布の実施に関する決裁文書、印刷物、印刷物の作成及び配布の実績に関する文書	①印刷物の作成及び配布業、印刷物の作成及び配布の実施に関する決裁文書、印刷物、印刷物の作成及び配布の実績に関する文書		
	県内広報に関する事項	県内に向けた広報の実施に関する文書	①契約に関する文書、②企画実施に関する文書、③実績に関する文書		
63 ホームページに関する事項	県外広報に関する事項	県外に向けた広報の実施に関する文書	①契約に関する文書、②企画実施に関する文書、③各種打合せ、協議に関する文書、④実績に関する文書	5年	廃棄
	ホームページに関する事項	ホームページ運用管理の要領に関する文書	①ホームページ運用管理要領		
64 表敬訪問等に関する事項	ホームページ登載に関する文書	ホームページ登載に関する文書	①ホームページ登載に関する決裁文書	3年	廃棄
	ホームページの利用状況に関する文書	ホームページの利用状況に関する文書	①閲覧数の調査結果に関する文書		
65 法定受託事務の実施に関する事項	国機関等への照会に関する事項	国機関等への照会に関する文書	①照会案、照会問い合わせ	30年	移管
	国機関等からの回答に関する事項	国機関等からの回答に関する文書	①回答書又は指示書		
	法定受託事務に関する国機関の指示・指導(又は技術的助言)に関する事項	法定受託事務に関する国機関の指導又は技術的助言に関する文書	①通知、通達、その他指導(又は技術的助言)に関する文書		
	その他法定受託事務の実施に関する事項	その他の法定受託事務の実施に関する事項	①法定受託事務の実施に関する文書		
66 照会の実施に関する事項	照会の実施	照会の立案に関する文書及びその経緯	①立案を検討するに至る経緯に関する文書又は事案の発生に関する文書	3年	廃棄
		照会に関する決裁文書	①照会案、照会問い合わせ		
67 県の機関からの照会への回答に関する事項	回答のとりまとめに関する文書	回答に関する文書	①回答案、回答問い合わせ	1年	廃棄
		回答のとりまとめに関する文書	①回答結果のとりまとめに関する文書		
68 県の機関以外からの照会への回答に関する事項	県の機関以外からの照会に関する文書	県の機関以外からの照会に関する文書	①県の機関以外からの照会文書	3年	廃棄
	県の機関以外からの照会を受けた、市町村等他団体への照会に関する文書	県の機関以外からの照会を受けた、市町村等他団体への照会に関する文書	①照会案、照会問い合わせ		
69 各種調査に関する事項	内閣府委託調査に関する業務	内閣府委託調査(地方公共団体消費状況等調査)に係る契約及び回答に関する文書	①委託契約に関する文書 ②調査への回答等に関する文書	5年	廃棄
	国の制度・施策に関する調査に関する業務	国の制度・施策に関する調査に関する文書	①調査への回答等に関する文書		
	その他の各種調査に関する業務	その他の各種調査に関する文書	①調査への回答等に関する文書		
70 通知・報告に関する事項	通知・報告に関する文書	通知・報告に関する文書	①決裁文書	3年	廃棄
	通知・報告の受領に関する文書	通知・報告に関する文書	①通知文、報告文		
71 他機関・団体・県民との連携に関する事項	連携に関する文書	連携に関する文書	①連携に関する文書	3年	廃棄
72 県民の相談に関する事項	県民の相談に関する文書	県民の相談に関する文書	①相談に関する文書 ②相談の結果に関する文書	3年	廃棄
73 普及啓発に関する事項	普及啓発に関する文書	普及啓発に関する文書	①普及啓発に関する文書	3年	廃棄

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
74 総務に関する事項	所属の意思決定に 関すること	問い合わせ定めに關する文書	①専決に関する決裁文書	3年	廃棄	
	総務総括	総務に関する文書	①部局内の取り決め文書 ②参考送付文書			
75	歴史的に重要な政 策事項であって、社 会的な影響が大き い事項として知事が 別に定める基準に 適合するもの	当該事項が該当す る「性質区分」毎に 定める「業務の区 分」とおり	当該事項が該当する「性質区分」毎に定める「文書の類型」とおり	①当該事業が該当する「性質区分」毎に定める「具体例」とおり	当該事項が 該当する 「性質区分」 毎に定める 「保存期間」 のとおり	移管
76	前号までの各事項 に該当しない文書 であって、保存期間 が1年未満で足り得 る文書	前号までの各事項 に該当しない文書で あって、保存期間が 1年未満で足り得る 文書	前号までの各事項に該当しない文 書であって、保存期間が1年未満で 足り得る文書	①軽易な文書	1年未満	廃棄

※ この表に定めがないものについては、知事が保有する行政文書の管理に関する規則(平成24年熊本県規則第26号)別表の例による。

### 熊本県病院局管理規程第3号

熊本県病院局行政文書管理規程を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県病院事業管理者 横田堅

#### 熊本県病院局行政文書管理規程

##### 目次

##### 第1章 総則(第1条—第13条)

##### 第2章 文書管理

###### 第1節 文書の受領、受付及び配布(第14条・第15条)

###### 第2節 文書の処理(第16条—第34条)

###### 第3節 文書の施行及び発送(第35条—第38条)

###### 第4節 未完結文書の調査等(第39条・第40条)

###### 第5節 行政文書の整理(第41条—第43条)

###### 第6節 行政文書の保存(第44条・第45条)

###### 第7節 行政文書ファイル管理簿(第46条—第50条)

###### 第8節 行政文書ファイル等の移管、廃棄又は保存期間の延長(第51条—第55条)

###### 第9節 点検・監査及び管理状況の報告等(第56条—第58条)

###### 第10節 研修(第59条・第60条)

##### 第3章 雜則(第61条)

##### 附則

##### 第1章 総則

###### (趣旨)

第1条 この規程は、熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第1号。以下「条例」という。)に基づき、熊本県病院局(以下「局」という。)における行政文書の管理について必要な事項を定めるものとする。  
(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 文書 局において受領し、発送し、保管し、又は保存するすべての文書(帳簿、図書等を含む。以下同じ。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をいう。

(2) 行政文書 局の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、局の職員が組織的に用いるものとして局が保有しているものをいう。ただし、条例第2条第3項各号に定めるものを除く。

(3) 公文書 局において職務上作成するすべての行政文書をいう。

(4) 行政文書ファイル等 能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適當であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの(以下「行政文書ファイル」という。)及び単独で管理している行政文書をいう。

(5) 行政文書ファイル管理簿 行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。

(6) 文書管理システム 電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他の文書管理に関する事務の処理を行うシステムで県政情報文書課長が管理するものをいう。

(7) 電子文書 文書のうち電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(8) 電子決裁 文書管理システムの機能を利用して電子的方式により行う電子文書の決

裁をいう。

(9) 電子署名 電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(総括文書管理者)

第3条 行政文書の適正な管理のため、総括文書管理者を置く。

2 総括文書管理者は、総務経営課長をもって充てる。

3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製

(2) 行政文書の管理に関する文書管理者との調整及び必要な改善措置の実施

(3) 行政文書の管理に関する研修の実施

(4) 組織の新設、改正又は廃止に伴う必要な措置の実施

(5) この規程の施行に関し必要な細則の整備

(6) その他行政文書の管理に関する事務の総括

(文書管理者)

第4条 各部課に所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、文書管理者を置く。

2 文書管理者は、各部課長をもって充てる。

3 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 保管

(2) 保存期間が満了したときの措置の設定

(3) 行政文書ファイル管理簿への記載

(4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)

(5) 管理状況の点検等

(6) 行政文書の作成、整理その他行政文書の管理に関する職員の指導

(文書取扱主任等)

第5条 局に文書取扱主任及び文書取扱担当者を置く。

2 文書取扱主任は、総務経営課長が総務経営課の参事以上の職員のうちから指定する者をもって充てる。

3 文書取扱担当者は、各部課長が職員のうちから指定する者をもって充てる。

4 文書取扱担当者については、複数の者を指定することができる。

(文書取扱主任等の職務)

第6条 文書取扱主任は、文書管理者の命を受けて、局における次に掲げる事務を処理する。

(1) 文書の收受及び配布に関すること。

(2) 電子署名に関すること。

(3) 文書の審査に関すること。

(4) 文書事務の改善及び指導に関すること。

(5) 文書の整理、保管等に関すること。

(6) 保存文書の引継ぎに関すること。

(7) その他文書の取扱いに関すること。

2 文書取扱担当者は、文書取扱主任の職務を補助するとともに、文書取扱主任が不在のときは、前項各号に掲げる事務を処理する。

(職員の責務)

第7条 職員は、条例の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

(条例第4条の作成すべき文書)

第8条 職員は、別表の各項の性質区分欄に掲げる事項について当該各項の業務の区分欄に掲げる業務を行うときは、当該各項の文書の類型欄に掲げる文書の類型を参照して文書を作成しなければならない。

(行政文書作成の義務)

第9条 職員は、文書管理者の指示に従い、条例第4条の規定に基づき、条例第1条の目的の達成に資するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

2 職員は、別表の各項の性質区分欄に掲げる事項について当該各項の業務の区分欄に掲げる業務を行うときは、当該各項の文書の類型欄に掲げる文書の類型を参照して文書を作成しなければならない。

(適切・効率的な文書作成)

第10条 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、文書管理システム等を活用して、職員の利用に供するものとする。

2 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語での確かつ簡潔に記載しなければならない。

(公文書の左横書き及び書式)

第11条 公文書は、左横書きとしなければならない。ただし、次の各号に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 法令の規定により様式を縦書きと定められているもの
- (2) 他の官公署で様式を縦書きと定めたもの
- (3) 表彰文、儀式文その他総務経営課長が縦書きを適當と認めたもの  
(文書の取扱い)

第12条 文書の取扱いは、責任を明らかにして、的確かつ迅速に行わなければならない。

2 職員は、文書を常に丁寧に取り扱うとともに、受渡しを確實に行い、汚損し、又は紛失しないように注意するものとする。  
(公文書の記号及び番号)

第13条 公文書には、次に掲げるところにより記号及び番号を付さなければならぬ。

ただし、儀礼的文書、刊行物及び帳簿等で記号及び番号を付けることが適當でないものについては、この限りでない。

- (1) 条例及び規則には県名を冠し、それぞれ県政情報文書課備付けの条例番号簿又は規則番号簿により番号を付ける。
- (2) 管理規程には「熊本県病院局」を冠し、告示、公告、訓令、達及び指令には局名を冠し、それぞれの区分に従い総務経営課備付けの番号簿により番号を付ける。
- 2 前項第2号のうち、管理規程、告示、公告及び訓令については、県公報に登載するものとする。
- 3 第1項に定める公文書以外の公文書については、記号「県病」を付し、文書管理システムに登録することにより番号を付ける。ただし、文書管理システムを利用できないことその他の理由により文書管理システムにより難い場合には、総務経営課備付けの受付発送簿により番号を付ける。
- 4 公文書の番号は、次の区分により付け、事案の完結に到るまで同一年度内は同一番号を使用し、往復の回数に従うなど必要に応じて順次支号を付けるものとする。  
(1) 管理規程、告示、公告及び訓令 每年1月1日に始まり12月31日に終わる。  
(2) 達、指令及びその他の文書 每年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第2章 文書管理

### 第1節 文書の受領、受付及び配布

(文書の受領)

第14条 局に到達した文書は、総務経営課において受領するものとする。ただし、総務経営課において受領することが適當でない場合は、その旨を記載した文書を付けて転送又は返送の手続をしなければならない。

2 送料が未納又は不足の文書は、総務経営課長が必要と認めたものに限り、その未納又は不足の料金を支払い、これを受領することができる。  
(文書の受付及び配布)

第15条 文書取扱主任は、受領した文書の余白に総務経営課備付けの受付日付印を押しつけ、必要と認めるものについては、文書管理システムに所要事項を登録しなければならない。ただし、文書管理システムを利用できることその他の理由により文書管理システムにより難い場合には、受付発送簿に所要事項を記載しなければならない。

- 2 文書取扱主任は、前項の文書を、直ちに主務者に交付しなければならない。
- 3 主務者は、文書管理システムを利用して局に到達した文書のうち收受の処理が必要と認めるものを文書管理システムに登録するものとする。
- 4 文書取扱主任は、文書管理システムを利用して到達した文書が局の所掌に係るものでないときは、速やかに文書管理システムにより当該文書を発信元へ差し戻すものとする。

### 第2節 文書の処理

(処理方法)

第16条 主務者は、前条第2項の規定により文書の交付を受けたとき又は同条第3項の規定により文書を登録したときは、速やかに起案その他必要な措置をとらなければならない。ただし、重要な文書又は上司の指示を受けて処理することが適當と認められる文書は、直ちに上司の閲覧又は指示を受けなければならない。

(文書の起案)

第17条 文書の起案は、総務経営課長の定めるところにより、文書管理システムの電子的方式による起案又は文書管理システムで出力する起案用紙による起案のいずれかにより行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、文書管理システムを利用できることその他の理由により文書管理システムにより難い場合には、文書管理システムによらずに起案用紙を用いて起案ができるものとする。

- 3 次の各号に掲げるものについては、前2項の規定は適用しない。  
(1) 軽易なもので文書の余白に処理案を朱書して処理できるもの  
(2) 定例的なもので所定の簿冊に要旨を記入して処理できるもの  
(例文の設定)

第18条 例文を設定する必要があるときは、部課長は、あらかじめ総務経営課長と協議して定めることができる。  
(起案の方法)

第19条 文書を起案するに当たっては、その内容が適法かつ適當なものであるとともに、その表現が正確かつ明瞭であるようにしなければならない。

2 起案の具体的方法は、次によらなければならない。

- (1) 電子決裁によらない場合において、訂正したときは、起案者は、訂正箇所に押印すること。
- (2) 公文書の書式が定められているものは、これによること。
- (3) 必要により簡単な起案理由、関係法令、参考となる事項又は資料を添付すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、総務経営課長が特に必要と認めて指示した事項  
(取扱区分の表示)
- 第20条 起案した文書（以下「回議案」という。）のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に掲げる表示を文書管理システムに登録し、又は起案用紙の取扱区分欄に記入しなければならない。
- (1) 県公報に登載するもの 「県公報登載」  
 (2) 例規とするもの 「例規」  
 (3) 公印を省略するもの 「公印省略」  
 (4) 電子署名を省略するもの 「電子署名省略」  
 (5) 新聞に掲載するもの 「新聞掲載」  
 (6) ラジオ又はテレビ放送とするもの 「放送」  
 (7) 秘密を要するもの 「秘」  
 (8) 書留郵便物とするもの 「書留」  
 (9) 速達郵便物とするもの 「速達」  
 (10) 電報とするもの 「電報」  
 (11) その他特殊郵便とするもの 「配達証明」・「内容証明」等  
 (12) 例文を設定しているもの 「例文設定」  
 (13) 急施を要するもの 「至急」  
 (決裁区分の表示)
- 第21条 回議案には、次の各号に掲げる決裁区分に応じ、当該各号に定める表示を文書管理システムに登録し、又は起案用紙の決裁区分欄に記入しなければならない。
- (1) 知事の決裁を要するもの 「知事」  
 (2) 管理者の決裁を要するもの 「局長」  
 (3) 院長限りで決裁するもの 「院長」  
 (4) 総務経営課長限りで決裁するもの 「課長」  
 (回議)
- 第22条 回議案は、関係部課員に回議した後、上司の決裁を受けなければならない。
- 2 回議案は、電子決裁によらずに回議する場合には、主務者若しくは内容を説明することができる者が持ち回り、上司の決裁を受けなければならない。ただし、特に軽易な回議案については、この限りでない。  
 (合議)
- 第23条 回議案で他部課に關係があるものは、必ず関係部課長に合議しなければならない。
- 2 部課長は、他部課の回議案に対し異議があるときは、協議のうえ、速やかに処理しなければならない。  
 (回議又は合議における訂正)
- 第24条 電子決裁による場合を除き、回議案の回議又は合議を受けた者が、その記載事項のうち、金額その他重要な事項を訂正するときは朱書し、訂正者は、訂正箇所に押印しなければならない。  
 (合議における調整)
- 第25条 前条の規定により合議を受けた部課において訂正するときは、主管部課に協議しなければならない。この場合において、協議が整わないときは、上司の指示を受けて処理しなければならない。  
 (後閲)
- 第26条 電子決裁による場合を除き、回議又は合議を受けた事項について、代決した場合は、代決者は、回議案の当該箇所の上部に「後閲」と朱書しなければならない。
- 2 前項の規定により代決した回議案は、上司の登庁後、遅滞なく閲覧に供しなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。  
 (専決者及び代決者が不在のときの手続)
- 第27条 決裁を受ける場合において、専決者及び代決者が不在のときは、急施を要するものについては、回議案の不在者の箇所に「不在」と朱書して上司の決裁を受けることができる。ただし、電子決裁による場合には、朱書は要しない。
- 2 前項の規定により上司の決裁を受けた場合には、前条第2項の規定に準じて速やかに後閲を受けなければならない。  
 (再回)
- 第28条 電子決裁による場合を除き、合議を受けた部課において、再度その結果を知る必要があるときは、起案用紙の当該部課長欄の上に「再回」と朱書しなければならない。
- 2 前項の規定により再回を要する文書は、決裁後、当該合議をした部課に閲覧しなければならない。  
 (廃案等)
- 第29条 回議案が、回議又は合議中に廃案となり、又は重大な要旨の変更を受けたときは、起案者は、当該回議案の上部欄外に「廃案」又は「要旨変更」と朱書し、かつ、回議し、若しくは合議した関係者に供覧し、又はその旨を通知しなければならない。ただし、電子決裁による場合には、朱書は要しない。

2 回議案について、決裁後その施行前に、廃案又は要旨の変更の必要を生じたときは、起案者は次の各号により処理しなければならない。

(1) 廃案を必要とする場合は、廃案の理由を付して当該回議案を廃案とする伺いを新たに起案し、廃案とすべき回議案を添えて決裁を受け、決裁後は、廃案となった回議案に「廃案」と朱書して関係文書とともに保存する。ただし、電子決裁による場合には、朱書は要しない。

(2) 要旨の変更を必要とする場合は、要旨の変更の理由を付して当該回議案の要旨を変更する伺いを新たに起案し、要旨を変更すべき回議案を添えて決裁を受け、決裁後は、添付した回議案に「要旨変更」と朱書し、要旨変更後の内容により施行する。ただし、電子決裁による場合には、朱書は要しない。

(文書の審査及び決裁日付印)

第30条 知事の回議案の文書審査及び決裁日付印については、熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号。以下「県行政文書管理規程」という。）第33条第1項の規定に定める回議案に準じて取り扱うものとする。ただし、文書審査については、県政情報文書課長又は総務経営課長が審査するものとする。

第31条 管理者の回議案は、主管部課長に回議し、かつ、関係部課長に合議した後、総務経営課長に提出し、その審査を受けなければならない。

2 前項の審査は、内部文その他総務経営課長が審査の必要がないと認めた回議案については行わない。

3 決裁を終わった管理者の回議案は、電子決裁によるものについては、文書管理システムに決裁日付けを登録し、それ以外のものについては、総務経営課長が決裁日付印を押さなければならぬ。

第32条 部課長の回議案は、主管部課長に回議し、かつ、関係部課長に合議した後、総務経営課長に提出し、その審査を受けなければならない。

2 前項の審査は、内部文その他総務経営課長が審査の必要がないと認めた回議案及び部課長名を用いる軽易な往復文については行わない。

3 第1項の審査を経た回議案については、電子決裁によるものについては、文書管理システムに決裁日付けを登録し、それ以外のものについては、総務経営課長が決裁日付印を押さなければならぬ。

(番号の記入)

第33条 決裁を終わった回議案（以下「決裁文書」という。）には、第13条の規定により番号を登録し、又は記入しなければならない。

(決裁終了の登録)

第34条 決裁文書のうち文書管理システムにより起案したものについては、文書管理システムに決裁が終了した旨を登録しなければならない。

### 第3節 文書の施行及び発送

(净書)

第35条 決裁文書で净書を要する文書は、主管部課において净書及び校合をしなければならない。

(公印の押印)

第36条 净書した文書には、熊本県病院局公印規程（平成20年熊本県病院局管理規程第11号）の定めるところにより公印を押さなければならない。ただし、儀式文等で公印を押すことが適当でないもの及び往復文（権利義務に関する文書は除く。）については、この限りでない。

2 公印の使用に当たっては、公印の管守者の承認を受けなければならない。この場合において、公印の管守者は、決裁文書と净書した文書を対照して審査しなければならない。

(電子署名)

第37条 施行する文書に電子署名の付与を受けようとする者は、当該文書に係る決裁文書を添えて文書取扱主任に回付し、電子署名を付与することを請求するものとする。

2 文書取扱主任は、前項の規定による請求を受けたときは、電子署名を付与すべき文書と当該文書に係る決裁文書とを対照して審査し、相違がないことを確認して電子署名を付与するものとする。

(発送文書の取扱い)

第38条 発送を要する文書（以下「発送文書」という。）は、総務経営課長が定める時刻までに、次の各号に定めるところにより総務経営課に送付する方法により発送しなければならない。

(1) 次号に掲げる発送文書以外の発送文書は、主管部課においてはがき又は封筒に発送先を明記し、封筒にあってはのり付けし、密封して送付する。

(2) 宅配便は、主管部課において包装し、発送先を明記して送付する。

2 文書管理者は、第36条第1項ただし書の文書のうち、緊急性等を有し、かつ、公印を押印しない文書については、ファクシミリにより送信することができるものとする。

3 文書管理者は、第36条第1項ただし書の文書のうち、公印を押印しない文書については、文書管理システム又は電子メールにより送信することができるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、電報、秘密文書、各部課宛の文書、主管部課において持参達し、又は直接交付する必要のある文書及びファクシミリ、文書管理システム又は電子メールにより送信する文書は、主管部課において発送の手続をとるものとする。

5 前項の規定による電子文書交換システムによる文書の送信は、文書取扱主任が行うも

のとする。

- 6 総務経営課長は、第1項の規定により送付を受けた発送文書を、郵送又は通送により発送しなければならない。
- 7 文書取扱主任は、発送文書を発送したときは、電子決裁による場合を除き、決裁文書に総務経営課備付けの発送済印を押さなければならない。

#### 第4節 未完結文書の調査等

##### (未完結文書の調査)

第39条 総括文書管理者は、必要があると認めるときは、文書取扱主任に、文書管理システム及び受付発送簿により未完結文書を調査させるものとする。この場合において、文書取扱主任は、速やかにその結果を総括文書管理者及び文書管理者に報告しなければならない。

- 2 文書管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに主務者に、その処理方針を指示しなければならない。

##### (未完結文書の整理)

第40条 文書管理者は、未完結文書を常に整理し、主務者が不在の場合でもその経過が分かるようにしておかなければならない。

#### 第5節 行政文書の整理

##### (行政文書ファイル等の分類、名称及び保存期間)

第41条 管理者は、能率的な事務及び事業の処理に資するとともに、県の有する諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、条例第5条第1項及び第3項の規定により、行政文書及び行政文書ファイルについて、事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。

- 2 条例第5条第1項の保存期間は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 別表の文書の類型欄に掲げる行政文書（次号に掲げるものを除く。） 同表の保存期間欄に掲げる期間

(2) 他の法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例による保存期間の定めがある行政文書 当該法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定める期間

##### (行政文書の整理義務)

第42条 職員は、次に掲げる整理を行わなければならない。ただし、電磁的記録は、その性質に応じて行政文書ファイルに整理するものとする。

(1) 作成し、又は取得した行政文書について、当該事務及び事業の性質、内容等に応じ別表により分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(2) 相互に密接な関連を有する行政文書を会計年度別に一の集合物（行政文書ファイル）にまとめてること。ただし、総務経営課長が特に認める行政文書を除く。

(3) 行政文書ファイルについて、当該事務及び事業の性質、内容等に応じ、別表に基づき、分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(4) 行政文書ファイルの厚さは、10センチメートルを基準とし、これにより難いものについては、必要に応じて編さんすること。

(5) 施行年月日の順に編さんすること。

(6) 簿冊は1冊ごとに文書管理システムで出力する簿冊内文書一覧を付けること。

- 2 文書管理者は、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等については、文書取扱主任等に文書管理システムにより行政文書ファイル等の名称等を記載したステッカーを作成し、行政文書ファイル等の表紙及び背表紙にちょう付させなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、電子行政文書ファイル（電子文書のみで構成される行政文書ファイル等をいう。以下同じ。）については、この限りでない。

##### (保存期間)

第43条 文書管理者は、その所掌する事務及び事業に関し、行政文書及び行政文書ファイル等が、第41条第2項の規定により、保存期間が設定されるようにしなければならない。

- 2 前条第1号の保存期間の設定においては、条例第2条第5項の歴史公文書に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。

- 3 前条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

- 4 前条第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

- 5 前条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

- 6 第3項及び第5項の規定にかかわらず、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルの保存期間の起算日については、保存期間が確定することとなる日の属する年度の4月

1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を保存期間の起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると総括文書管理者が認める場合にあっては、その日）とする。

#### 第6節 行政文書の保存

##### （保存方法）

第44条 行政文書の保存に当たっては、必要に応じ記録媒体の変換を行うなどにより、適正かつ確実に利用できる方法を採用するものとする。

##### （保存文書の管守）

第45条 文書管理者は、保有している行政文書ファイル等を、組織としての管理が適正に行い得る専用の場所において適正に保存しなければならない。

2 文書管理者は、保存している行政文書ファイル等について、火災、盗難等の予防措置を講じなければならない。

3 行政文書ファイル等は、府外に持ち出してもよい。ただし、文書管理者の承認を得たときは、この限りでない。

#### 第7節 行政文書ファイル管理簿

##### （行政文書ファイル管理簿の記載事項等）

第46条 条例第7条第1項の規定により行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 分類

(2) 名称

(3) 保存期間

(4) 保存期間の満了する日

(5) 保存期間が満了したときの措置

(6) 保存場所

(7) 文書作成取得日（行政文書ファイルにあっては、ファイル作成日）の属する年度その他これに準ずる期間

(8) 前号の日における文書管理者

(9) 保存期間の起算日

(10) 媒体の種別

(11) 行政文書ファイル等に係る文書管理者

2 管理者は、行政文書ファイル管理簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製しなければならない。

（条例第7条第1項ただし書の規則その他の規程で定める期間）

第47条 条例第7条第1項ただし書の規則その他の規程で定める期間は、1年とする。

（行政文書ファイル管理簿の閲覧場所の公表）

第48条 条例第7条第2項の事務所は局とし、管理者は、その場所について、熊本県公報で告示しなければならない。告示した事務所の場所を変更したときも、同様とする。

（行政文書ファイル等報告）

第49条 文書管理者は、少なくとも毎年度一回、管理する行政文書ファイル等の現況について、第46条第1項各号に掲げる事項について、総括文書管理者の指示に従い、報告するものとする。

2 前項の報告に当たっては、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。

（行政文書ファイル管理簿の調製及び公表）

第50条 前条の報告を受けた総括文書管理者は、局の行政文書ファイル管理簿について、第46条に基づき、文書管理システムをもって調製するものとする。

2 行政文書ファイル管理簿は、局に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。

第8節 行政文書ファイル等の移管、廃棄又は保存期間の延長

（保存期間が満了したときの措置）

第51条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、条例第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

（移管又は廃棄）

第52条 文書管理者は、行政文書ファイル等の保存期間が満了したときは、前条の規定による定めに基づき、保存期間が満了した行政文書ファイル等（以下この条及び次条において「期間満了ファイル」という。）の措置を総括文書管理者に報告しなければならない。ただし、保存期間が満了したときの措置が廃棄とされている期間満了ファイルが熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成24年熊本県規則第25号。第3項において「施行規則」という。）第6条各号に掲げる基準に該当するときは、当該期間満了ファイルの保存期間が満了したときの措置は、移管として報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を行う場合において、文書管理者は、保存期間が満了したときの措置を移管として報告する期間満了ファイルに、条例第15条第1項第1号アからオまでに掲げる情報が含まれる場合に該当するものとして、利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、報告に意見を添えなければならない。

3 総括文書管理者は、第1項の規定により報告を受けた期間満了ファイルのうち、保存期間が満了したときの措置が廃棄とされているものについて廃棄しようとするときは、あらかじめ、条例第34条に規定する熊本県行政文書等管理委員会（以下この項において「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。この場合において、委員会が施行規則第6条各号に掲げる基準に該当すると意見した期間満了ファイルについては、総括文書管理者は、文書管理者に保存期間満了したときの措置の変更の指示等必要な措置を講じるものとする。

4 文書管理者は、総括文書管理者の指示を受け、移管し、又は廃棄するものとされている期間満了ファイルを総括文書管理者に引き継ぐものとする。ただし、廃棄するものとされている期間満了ファイルが電子行政文書ファイルである場合は、自ら廃棄するものとする。

5 総括文書管理者は、保存期間が満了したときの措置が移管とされている期間満了ファイルについては、知事に移管しなければならない。

6 総括文書管理者は、期間満了ファイルについて知事に移管し、又は廃棄したときは、その名称、移管日又は廃棄日等について記載した移管・廃棄簿を調製しなければならない。

#### （廃棄の方法）

第53条 総括文書管理者は、前条第4項の規定により廃棄するものとして引継ぎを受けた行政文書ファイル等を廃棄するときは、当該行政文書ファイル等の文書中印章等移用のおそれがあるもの又は秘密に属するものを抹消し、又は裁断したうえ、処分しなければならない。

2 文書管理者は、電子行政文書ファイルについては、文書管理システムにより廃棄しなければならない。

#### （保存期間の延長）

第54条 管理者は、条例第5条第4項の規定により、次の各号に掲げる行政文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行政文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいづれか遅い日までの間、保存しなければならない。

(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間

(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間

(3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間

(4) 情報公開条例第6条の開示請求があったもの 同条例第111条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間

(5) 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第14条の開示請求又は第23条の訂正請求があつたもの 同条例第19条第1項若しくは第25条第1項の決定の日の翌日から起算して1年間

2 管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。

第55条 文書管理者は、前条第1項に規定する場合にあっては、同項に定めるところにより、保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。

2 文書管理者は、前条に基づき、保存期間及び保存期間の満了する日を延長した場合は、延長する期間及び延長の理由を、総括文書管理者に報告しなければならない。

#### 第9節 点検、監査及び管理状況の報告等

##### （点検・監査）

第56条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

2 総括文書管理者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行わなければならない。

3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講じるものとする。

##### （紛失等への対応）

第57条 行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が発生した場合（そのおそれがある場合を含む。）、その事実を知った職員は、速やかに当該行政文書ファイル等を管理する文書管理者（文書管理者が不在等により報告等が困難な場合にあっては、総括文書管理者）に報告しなければならない。

2 文書管理者は、紛失及び誤廃棄の発生が明らかとなった場合は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。

3 総括文書管理者は、前2項の規定による報告を受け、更に必要となる場合には、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるものとする。

##### （管理状況の報告）

第58条 文書管理者は、行政文書の管理状況について、毎年度、総括文書管理者に報告するものとする。

**第10節 研修****(研修の実施)**

第59条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。  
(研修への参加)

第60条 文書管理者は、総括文書管理者及びその他の機関が実施する行政文書の管理等に関する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

**第3章 雜則****(雑則)**

第61条 局の行政文書の管理については、この規程に定めるもののほか、知事が保有する行政文書の管理に関する規則（平成24年熊本県規則第26号）及び県行政文書管理規程の規定の例によるものとする。

**附 則****(施行期日)**

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
(熊本県病院局文書規程の廃止)
- 2 熊本県病院局文書規程（平成20年熊本県病院局管理規程第10号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規程施行前に、旧規程の規定によつてした手続その他の行為は、この規程の規定によつてした手續その他の行為とみなす。
- 4 旧規程の規定により調製した帳簿等で現に残存するものについては、この規程の定めるところにかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 5 旧規程第2条第2号の行政文書又は同条第4号の簿冊については、この規程の第2条第2号の行政文書又は同条第4号の行政文書ファイル等とみなし、第52条から第55条までの規定を適用する。この場合において、第52条第1項ただし書中「廃棄とされている」とあるのは「定められていない」とする。

別表

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
<b>病院事業に係ること</b>				
1 診療の提供に係ること	診療	診療録	5年	廃棄
		選定入院に関する文書		
		指置入院に関する文書		
		デイケア		
		デイケア日誌		
		デイケア・プログラムに関する文書		
		作業療法		
		OT進捗日誌		
		OTプログラムに関する文書		
		X線・CT撮影		
2 患者支援に係ること	精神保健福祉士業務	X線・CT撮影に関する文書	5年	廃棄
		食事療養		
		栄養管理に関する文書		
		給食の提供に関する文書		
		その他の療法		
		その他の療法に関する文書		
		看護		
		病棟管理日誌		
		看護日誌		
		診療の提供に関する届出・報告		
3 関係団体支援・協力に係ること	研修・実習受け入れ	国・県・市への届出・報告等に関する文書	5年	廃棄
		その他の団体への届出・報告等に関する文書		
		ソーシャルワーカー業務日誌		
		患者等相談に関する文書		
		患者共同住宅に関する文書		
		生活保護に関する文書		
		障がい者年金に関する文書		
		不在者投票に関する文書		
		その他社会復帰支援手続きに関する文書		
		患者レクリエーション		
4 診療に関する免許・許認可申請に係ること	免許・許認可申請	院内行事に関する文書	30年	廃棄
		院外行事に関する文書		
		研修医に関する文書		
		研修・実習生受け入れに関する文書		
		講師派遣(教育機関)に関する文書		
		講師派遣(その他の団体)に関する文書		
		その他職員派遣に関する文書		
		自治体病院協議会に関する文書		
		熊本県精神科病院協会に関する文書		
		公的病院長会に関する文書		
5 診療体制の整備に係ること	診療体制整備に関する届出・報告	日本看護協会に関する文書	5年	廃棄
		日本精神科看護技術協会に関する文書		
		患者家族会に関する文書		
		その他の関係団体に関する文書		
		診療体制整備に関する届出・報告		
		その他の機関への届出・報告に関する文書		
		国・県・市からの通知等文書		
		その他の機関からの通知等文書		
		医療連携情報文書		
		病院機能評価等		
6 県議会に係る事項	議案の検討	病院機能評価に関する文書	30年	移管
		ビアビューに関する文書		
		立入検査・実地指導等		
		病院立入検査に関する文書		
		精神科病院実地指導に関する文書		
		その他検査・指導に関する文書		
		医療安全管理対策		
		医療安全管理対策委員会に関する文書		
		その他医療安全管理対策に関する文書		
		院内感染対策		
7 県議会における審議に係る事項(6の項に該当するものを除く。)	本会議における審議	院内感染対策委員会に関する文書	10年	廃棄
		ワクチン予防接種に関する文書		
		その他院内感染対策に関する文書		
		サービス向上に関する取組み		
		業務改善検討委員会に関する文書		
		看護記録委員会に関する文書		
		現任教育委員会に関する文書		
		被虐対策委員会に関する文書		
		行動制限最小化委員会に関する文書		
		特例措置事後審査委員会に関する文書		
8 その他	その他の診療体制整備に関する事項	栄養管理運営委員会に関する文書		
		サービス向上委員会に関する文書		
		その他の院内委員会に関する文書		
9 その他	その他の診療体制整備に関する事項	その他の診療体制整備に関する文書		
		その他の院内委員会に関する文書		
		その他の診療体制整備に関する文書		
10 その他	県議会への議案提出等に関する事項	立案の契機となった事項に関する文書		
		立案の検討に関する審議会、委員会等の文書		
		議案の決定過程に関する文書		
11 その他	議案の決定	議案の決定に関する文書		
		質疑に関する文書		
		審議に関する文書		
12 その他	委員会における審議	審議に関する文書		
		審議に関する文書		
		審議に関する文書		

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
条例等の制定又は改廃及びその経緯				
8 条例の制定又は改廃及びその経緯	条例案の検討	立案の契機となった事項に関する文書	30年	保管
		立案に活用した調査又は研究に関する文書		
		立案の検討に関する審議会、委員会等の文書		
		各部(公室)との協議に関する文書		
		条例案の決定過程に関する文書		
		他の行政機関との協議		
		県民等からの意見聴取		
		県政パブリックコメント手続に関する文書		
		条例案の審査		
		議案の決定		
9 規則の制定又は改廃及びその経緯	規則案の検討	議案への提案に関する決裁文書	30年	保管
		議会審議		
		条例の公布		
		県公報登載等による公布に関する文書		
		解釈又は運用基準の策定		
		解釈又は運用基準策定のための文書		
10 管理規程の制定又は改廃及びその経緯	管理規程案の検討	立案の契機となった事項に関する文書	30年	保管
		立案に活用した調査又は研究に関する文書		
		各部(公室)との協議に関する文書		
		管理規程案の決定過程に関する文書		
		管理規程案の審査		
		管理規程の決定及び公布		
11 公示の制定又は改廃及びその経緯	公示案の検討	管理規程の決定及び公布に関する文書	10年	保管
		解釈又は運用基準の策定		
		解釈又は運用基準策定のための文書		
		解釈又は運用基準策定のための文書		
県行政又は事業に関する計画又は方針の策定又は改廃及びその経緯				
13 県行政又は事業に関する計画又は方針の策定又は改廃及びその経緯(他の項に該当するものを除く。)	計画等案の検討	立案の契機となった事項に関する文書	計画期間の終了又は廃止に係る特定日以後10年	廃棄。ただし、議会の議決が必要な計画、計画期間が5年以上の計画及び法令、条例等により策定が義務づけられている計画に関する行政文書ファイル等については、移管とする。
		立案に活用した調査又は研究に関する文書		
		立案の検討に関する審議会、委員会等の文書		
		各部(公室)との協議に関する文書		
		計画等案の決定		
		他の行政機関との協議		
		県民等からの意見聴取		
		県政パブリックコメント手続及び公聴等に関する文書		
		計画等の決定又は改廃		
		計画等の公表		
14 県行政又は事業に関する計画又は方針の進行管理及び評価に関すること	計画等の報告等に関すること	計画等の報告等に関する文書	計画期間の終了又は廃止に係る特定日以後10年	廃棄。ただし、議会の議決が必要な計画、計画期間が5年以上の計画及び法令、条例等により策定が義務づけられている計画に関する行政文書ファイル等については、移管とする。
		計画の進行管理		
		進行管理に関する審議会、委員会等の文書		
15 国の施策等に関する分析及び提案に関する事項	計画に関する政策評価	進行管理の公表に関する文書	計画期間の終了又は廃止に係る特定日以後10年	廃棄。ただし、議会の議決が必要な計画、計画期間が5年以上の計画及び法令、条例等により策定が義務づけられている計画に関する行政文書ファイル等については、移管とする。
		計画又は方針の評価に関する文書		
		評価の審議に関する審議会、委員会等の文書		
		評価結果の公表に関する文書		
16 様数の実施機関による申合せ及びその経緯	複数の実施機関による申合せ	施策等の分析	10年	保管
		提案の検討		
		提案の決定		
		提案の実施		
		国への提案に関する文書		
		立案の契機となった事項に関する文書		
	複数の実施機関による申合せ及びその経緯	立案に活用した調査又は研究に関する文書		
		申合せ案の決定過程に関する文書		
		他の実施機関との協議及び申合せ		
		申合せの決定に関する文書		
		申合せの内容が記録された文書		

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
<b>個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯</b>				
17 応訴及びその経緯	訴訟の提起	訴訟の提起に関する文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	移管
	応訴の方針等	応訴の方針決定に関する文書		
		代理人に関する文書		
		指定代理人に関する文書		
	主張、立証	訴訟における主張、立証に関する書類		
	判決等の受領	判決又は和解に関する書類		
18 訴訟の提起及びその経緯	提起の準備	出訴の方針決定に関する文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	移管
		代理人に関する文書		
		指定代理人に関する文書		
	議案の決定	議案の決定に関する文書		
	議会審議	議会の議決に関する文書		
	訴訟の提起	訴訟の提起に関する文書		
	主張、立証	訴訟における主張、立証に関する書類		
<b>事業の実施に関する事項</b>				
19 事業計画(13の項に該当するものを除く。)に関する事項	計画案の検討	立案の契機となった事項に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書 立案の検討に関する審議会、委員会、諸会議等の文書 各部(公室)との協議に関する文書	事業終了の日に係る特定日以後5年	廃棄
	計画の決定	計画の決定に関する文書		
	他の行政機関等との協議	他の行政機関、関係機関、関係団体等との協議に関する文書		
	事業内容の検討	事業の契機となった事項に関する文書 各部(公室)との協議に関する文書 立案に活用した調査又は研究に関する文書		
	事業内容の変更	事業内容に関する文書		
20 施設整備を伴わない事業の実施に関する事項(他の項に該当するものを除く。)	事業内容の決定	事業内容に関する文書	事業終了の日に係る特定日以後5年	廃棄
	事業実施の決定	事業実施に関する文書		
	事業の実施	関係機関への周知等に関する文書 契約の締結に関する文書 広報及び啓発関係文書 委員会の委員等の任免等に関する文書 会議、説明会、研修等の開催に関する文書 事業の実施に関する調査に関する文書 その他事業の実施に関する文書		
	事業の成果又は評価	事業の成果又は評価に関する文書		
	事業概要の作成に関する事項	事業概要の作成	3年	廃棄
	儀式、栄典、表彰等に関する事項			
22 儀式又は式典に関する事項	儀式又は式典の実施	儀式又は式典の立案に関する文書 儀式又は式典の実施に関する文書	10年。ただし、記念又は式典に関するものは5年とする。	廃棄
23 栄典に関する事項	栄典の授与又は剝奪	栄典の授与又は剥奪のための文書及び伝達文書	30年	廃棄。ただし、選考又は決定に関する行政文書ファイル等については、移管とする。
24 県の表彰に関する事項	表彰の授与	表彰の授与に関する文書	5年	廃棄
25 国等の表彰に関する事項(23の項に該当するものを除く。)	表彰の授与	表彰の授与に関する文書	10年	廃棄
26 県の名義後援又は共催に関する事項	名義後援又は共催依頼の受	名義後援又は共催の依頼に関する文書	3年	廃棄
	名義後援又は共催の決定	名義後援又は共催の決定、通知等に関する文書		
<b>研修会、連絡会議その他の会議に関する事項</b>				
27 県(県が構成員となる団体等を含む)が主催する研修会等に関する事項	研修会等に関する事項	研修会等の契機となった事項に関する文書 研修会等の開催に関する文書 開催結果に関する文書	3年	廃棄
28 他団体(国、他都道府県、市町村、その他団体)が主催する研修会等への出席に関する事項	他団体(国、他都道府県、市町村、その他団体)が主催する研修会等への出席	開催及び出欠等に関する文書 開催結果に関する文書	3年	廃棄
29 県(県が構成員となる団体等を含む)が主催する連絡会議・説明会等に関する事項	連絡会議・説明会等に関する事項	開催の契機となった事項に関する文書 連絡会議等の開催に関する文書 開催結果に関する文書	3年	廃棄
30 他団体(国、他都道府県、市町村)が主催する連絡会議・説明会等への出席に関する事項	他団体(国、他都道府県、市町村)が主催する連絡会議等への出席	開催及び出欠等に関する文書 開催結果に関する文書	3年	廃棄
31 連絡会議・説明会等の負担金等に関する事項	連絡会議・説明会等の負担金	負担金等の支出に関する文書	5年	廃棄
<b>情報公開及び個人情報保護に関する事項</b>				
32 行政文書の開示請求(開示の申出)に対する決定及びその経緯	開示請求書の受付	行政文書開示請求等に係る文書	3年	廃棄
	開示決定及びその実施	行政文書の開示決定等に係る文書		
33 個人情報の開示請求(訂正請求、利用停止請求)に対する決定及びその経緯	開示請求書の受付	自己情報開示請求等に係る文書	3年	廃棄
	開示決定及びその実施	自己情報の開示決定等に係る文書		

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
委員会、審議会、協議会、会議等(外部委員で構成されるものを含む。)の設置、議事の決定又は了解及びその経緯				
34 委員会、審議会、協議会その他の外部委員を含む委員で構成される会議の設置、諮問事項に関する決定又は了解及びその経緯(他の項に属するものを除く。)	委員会等の設置	設置の契機となった事項に関する文書 設置に関する文書	10年	廃棄。ただし、その後の政策立案等に大きな影響を与えた案件に関する行政文書ファイル等については、移管とする。
	委員会等の委員の選考	委員の委嘱等に関する文書		
	委員会等への諮問	諮問に関する文書		
		会議の開催、議事及び結果に関する文書		
35 職員のみで構成される会議の決定又は了解及びその経緯	会議の開催	会議の開催、議事及び結果に関する文書	3年	廃棄
組織、人事、内部管理等に関する事項				
36 組織又は定員に関する事項	組織編成及び定数配置方針の通知	組織改正及び定数配置方針に関する文書	5年	廃棄
	組織編成及び定数配置要求	組織編成及び配置定数要求に関する文書		
	部(公室、局)による配置調整	配置調整に係る文書		
	組織編成及び配置定数の内報	組織編成及び配置定数の内報に関する文書		
37 職員の採用計画の策定に関する事項	採用計画策定に向けた協議	採用計画策定に向けた協議に関する文書	3年	廃棄
38 職員の採用計画の決定に関する事項	採用計画の決定	採用計画の決定に関する文書	3年	移管
39 職員の採用に関する事項	職員の選考	選考試験の実施に関する文書	30年	廃棄
	選考に関する業務	選考結果に関する文書		
	採用の決定	採用の決定		
40 再任用に関する事項	再任用の協議	再任用の協議	3年	廃棄
	再任用の検討	再任用の検討		
41 勘査退職に関する事項	勘査退職の協議	勘査退職に関する文書	3年	廃棄
	勘査退職の検討	勘査退職に関する文書		
42 退職に関する事項	退職に関する業務	退職に関する文書	30年	廃棄
43 人事評価及び人事異動に関する事項	人事評価	人事評価に関する文書	30年	廃棄
	人事異動	人事異動に関する文書		
44 職員の懲戒又は分限に関する事項	研修又は指導	研修又は指導に関する文書	30年	廃棄
	懲戒又は分限の検討	懲戒又は分限の検討に関する文書		
	懲戒又は分限の決定	懲戒又は分限の決定に関する文書		
45 職員の法令遵守に関する事項	法令遵守の指導等	職員の綱紀廉正に関する文書	3年	廃棄
		職員の交通安全に関する文書		
46 職員の給与に関する事項	給与	給与支払銀行の指定等に関する文書	3年	廃棄
	手当に関すること	諸手当の認定に関する文書		
47 職員の給料、手当等に関する事項	給与改定	給与改定に関する文書	5年	廃棄
	給料	初任給決定に関する文書 昇給及び昇格に関する文書 復職時調整に関する文書 給料表異動に関する文書 給料の調整額に関する文書 給料の支給に関する文書		
	諸手当	諸手当の運用に関する文書 諸手当の支給に関する文書		
	退職手当	退職手当に関する文書		
	旅費	旅費に関する文書		
	報酬等	報酬等に関する文書		
	給与の公表	給与の公表に関する文書		
	勤務実績報告に関する事項	勤務実績報告書	5年	廃棄
	法定調書に関する事項	源泉徴収に関する文書 給与支払報告書		
49 職員の公務災害に関する事項	認定請求	認定請求に関する文書	10年	廃棄
	各種補償請求	各種補償請求に関する文書		
	各種福祉事業申請	各種福祉事業申請に関する文書		
51 職員の公務災害負担金に関する事項	負担金		3年	廃棄
52 非常勤職員等の公務災害に関する事項	認定請求	認定請求に関する文書	30年	廃棄
	各種補償請求	各種補償請求に関する文書		
	各種福祉事業申請	各種福祉事業申請に関する文書		
	損害賠償保険	病院施設賠償保険等に関する文書 ボランティア保険に関する文書 レクリエーション保険に関する文書		
	交通事故の届出の受付	交通事故の発生に関する文書		
	方針の決定	方針案の決定に関する文書		
53 職員の交通事故処理に関する事項	示談に関する業務	示談に関する文書	5年	廃棄
	物品の修繕	物品修繕に関する文書		
	職務専念義務の免除	職務専念義務の免除に関する文書		
	各種休暇	各種休暇に関する文書		
54 職員のサービスに関する事項	週休日の振替	週休日の振替に関する文書	3年	廃棄
	休日の代休指定	代休に関する文書		
	各種休業	各種休業に関する文書		
	研修計画に関する事項	計画の立案に関する調査研究文書 計画を制定又は改廃するための決裁文書		

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置	
56 職員研修の実施に関する事項	研修実施に向けた準備又は検討	研修実施の決定に関する文書	3年	廃棄	
	研修実施	研修実施に関する文書			
	実施状況調査	研修実施状況調査に関する文書			
57 職員の福利厚生に関する事項	共済組合に関する業務	共済組合に関する文書	3年。ただし、子どもたちのための手当について5年とする。	廃棄	
	子どものための手当(児童手当、子ども手当)に関する業務	子どものための手当(児童手当、子ども手当)の認定及び支給に関する文書			
	レクレーションに関する業務	職員等のレクレーションに関する文書			
58 職員の健康管理に関する事項	健康障害防止	健康障害防止対策に関する文書	3年	廃棄	
	健康診断、各種検査等に関する業務	健康診断、事後指導、各種検査に関する文書			
	健康相談等に関する業務	健康相談、ストレス相談に関する文書			
59 職員の安全衛生管理計画の制定又は改廃に関する事項	安全衛生管理計画の制定又は改廃	計画の立案に関する調査研究等文書	10年	廃棄	
		計画の制定又は改廃に関する文書			
60 職員の安全衛生管理の実施に関する事項	安全衛生の推進	衛生委員会、産業医会議、職場巡視等の実施に関する文書	3年	廃棄	
	安全衛生管理体制の整備	産業医又は衛生管理者等の選任又は養成に関する文書			
61 労働組合との締結事項に関する事項	労働組合との締結事項	労働協約の締結に関する文書	30年	廃棄	
		協定、覚書きの締結に関する文書			
62 労働組合関係の届出等に関する事項	労働組合関係の届出等	労働組合関係の届出等に関する文書	5年	廃棄	
63 労働組合との交渉に関する事項	労働組合との交渉	組合交渉の実施に関する文書	5年	廃棄	
64 苦情処理共同調整会議に関する事項	苦情処理共同調整会議	会議の運営に関する文書	5年	廃棄	
		会議の開催に関する文書			
65 旅行命令及び旅行に係る復命(他の項目に属するものを除く。)に関する事項	旅行の施行伺い	旅行に係る施行伺いに関する文書	5年	廃棄	
	旅行の申請	旅行に係る申請に関する文書			
	旅行の復命	旅行に係る復命に関する文書			
66 時間外勤務命令に関する事項	時間外勤務	時間外勤務申請及び承認に関する文書	5年	廃棄	
67 非常勤嘱託職員等の任免に関する事項	採用試験の準備	採用試験の準備に関する文書	3年	廃棄	
	採用試験の実施	採用試験の実施に関する文書			
	非常勤職員の任免	非常勤職員の任用又は解職に関する文書			
	非常勤職員のサービスに関する承認	出勤、休暇等に関する文書			
68 臨時職員の任免に関する事項	非常勤職員の報酬等の支払	報酬等の支払に関する文書	3年	廃棄	
	採用試験の準備	採用試験の準備に関する文書			
	採用試験の実施	採用試験の実施に関する文書			
	臨時職員の任免	臨時職員の任用又は解職に関する文書			
	臨時職員の服務	出勤、欠勤等に関する文書			
69 職員の担当事務の決定に関する事項	臨時職員の賃金等	賃金等の支払に関する文書	3年	廃棄	
	職員の担当事務の決定	職員の担当事務の決定に関する文書			
70 事務引継に関する事項	事務の引継	事務引継に関する文書	3年	廃棄	
71 被服の貸与記録に関する事項	被服貸与台帳	被服貸与台帳	被服貸与制度廃止に係る特定日以後5年	廃棄	
72 被服の貸与の実施に関する事項	被服の貸与に関する事項	被服の貸与に関する文書	5年	移管	
73 職員表彰に関する事項	制度の設計又は変更	立案の契機となった事項に関する文書	10年	廃棄	
		立案に活用した調査又は研究に関する文書			
	制度設計又は変更の決定	制度設計又は変更の決定に関する文書			
	実施要綱の策定	実施要綱に関する文書			
	対象者の推薦	推薦に関する文書			
	受賞者の検討及び決定	選考委員会の開催、運営及び受賞決定に関する文書			
	表彰の実施	表彰式の開催又は運営に関する文書			
74 事務能率に関する事項	実施状況の公表等	表彰結果又は実績等に関する文書	5年	廃棄	
	業務改善等の検討	業務改善に関する文書			
75 内部通報に関する事項	事務能率向上等の検討	職員提案に関する文書	5年	廃棄	
	調査員の委嘱	調査員の委嘱に関する文書			
76 不当な働きかけに関する事項	内部通報の処理	内部通報の処理に関する文書	5年	廃棄	
	不当な働きかけの報告	不当な働きかけの報告に関する文書			
77 予算、決算及び監査に関する事項	予算要求に関する事項	予算編成方針の通知	予算の編成方針に関する文書	5年	廃棄
		予算要求書の提出	予算の要求に関する文書		
		要求内容の査定	予算査定に関する文書		
		予算配当額の確認	予算配当予定額に関する文書		
		予算に関する照会	各種照会に関する文書		
		債務負担行為の設定	債務負担行為の設定に関する文書		
	歳出予算の配当、令達、流用、趣旨の変更等に関する事項	歳出予算の配当に関する文書			
78	歳出予算の令達に関する事項	歳出予算の令達に関する文書	5年	廃棄	
	歳出予算の流用に関する事項	歳出予算の流用に関する文書			
	歳出予算の趣旨変更等に関する事項	歳出予算の趣旨変更等に関する文書			

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
79 決算に関する事項	決算の調製	歳入歳出決算の調整に関する文書 監査委員への審査依頼に関する文書	5年	廃棄
	決算特別委員会	決算特別委員会に関する説明会に関する文書		
	決算の公表	決算特別委員会に関する文書 公表に関する文書		
80 基金に関する事項	基金の管理に関する業務	基金の管理に関する文書	3年	廃棄
81 起債事務に関する事項	起債事務に関する事項	起債の借入に関する文書	5年	廃棄
		起債の管理に関する文書		
		地方負担額等に関する文書 進捗管理等に関する文書		
82 練入金に関する事項	練入基準に関すること	練入基準に関する文書	5年	廃棄
	練入額算定に関すること	練入額算定に関する文書		
	練出依頼に関すること	練出依頼に関する文書		
83 未収金に関する事項	未収金の管理	未収金の発生経緯に関する文書 調査及び記録に関する文書	未収金の解消の日に係る特定日以後5年	廃棄
		照会、報告に関する文書		
		督促状の発行に関する文書		
		不納欠損に関する文書		
	繰越事務に関する事項	繰越枠の検討 繰越確定	5年	廃棄
85 監査に関する事項	事務局実地監査の準備	事務局監査の準備に関する文書	5年	廃棄
	事務局実地監査の実施	事務局監査の実施に関する文書		
	事務局監査の指摘への対応	事務局監査の指摘及び対応に関する文書		
	委員監査の実施に関する業務	委員監査の実施に関する文書		
	監査結果に関する業務	監査結果に関する文書		
86 現金出納例月検査に関する事項	現金出納例月検査の実施に関すること	事務局検査の実施に関する文書 検査結果に関する文書	5年	廃棄
	包括外部監査に関する事項	包括外部監査の実施	5年	廃棄
88 県庁内部の調査(検証)に関する事項	調査(検証)の実施	調査(検証)の実施に関する文書 調査(検証)の結果に関する文書	5年	廃棄
	会計に関する事項			
89 会計伝票処理に関する事項	会計伝票処理	会計伝票	5年	廃棄
		仕分日計表		
90 会計帳簿の作成、保管に関する事項	会計帳簿の作成、保管	経勘定元帳 現金出納簿 貯蔵品出納簿 物品出納簿 固定資産台帳 企業債台帳 予算整理簿 未収金整理簿 未払金整理簿 預り金整理簿 前渡金整理簿 概算払整理簿 物品整理簿 計理状況等の報告に関する文書	5年	廃棄
		事業実施計画の検討に関する文書 予算措置に関する文書		
		設計及び仕様並びに契約方法の決定		
		設計及び仕様書の作成に関する文書 契約方法の決定に関する文書 最低制限価格・低入札価格調査の設定に関する文書		
		施行側面及び予定価格の設定		
		施行側面 予定価格調査		
		入札の実施		
		入札参加条件の設定に関する文書 入札公告に関する文書 入札結果に関する文書		
		契約の意思決定		
		契約の意思決定に関する文書		
		契約の締結		
		契約の変更		
		契約の履行及び検査		
92 電子入札システムに関する事項	システム維持・操作	システム操作に係る文書	5年	廃棄
		負担金等精算		
93 収入に関する事項	収入の額定	収入額定に関する文書	5年	廃棄
	納付・納入	納付・納入に関する文書 現金の領収に関する文書		
	戻出	戻出に関する文書		
	戻入	戻入に関する文書		
94 支出に関する事項	支出の意思決定	支出の意思決定に関する文書	5年	廃棄
	支出の更正	支出更正に関する文書		
	支払い	支払依頼書 小切手払に関する文書 口座振替払に関する文書 隔地払に関する文書		
	戻入	戻入に関する文書		
	戻出	戻出に関する文書		
	戻入	戻入に関する文書		
	戻出	戻出に関する文書		

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
95 資金前渡金の精算に関する事項	資金前渡の精算	資金前渡精算に関する文書	5年	廃棄
96 保管有価証券に関する事項	有価証券の保管	有価証券の保管に関する文書	3年	廃棄
	保管有価証券の出納	保管有価証券の出納に関する文書		
97 たな卸資産の管理に関する事項	たな卸資産出納	たな卸資産の入出庫に関する文書	5年	廃棄
	たな卸	たな卸に関する文書		
98 歳入歳出の整理に関する事項	歳入歳出の整理	歳入整理表に関する事項	5年	廃棄
		歳出整理表に関する事項		
	歳入歳出外現金(基金)の受払整理	歳入歳出外現金(基金)受払整理表に関する事項		
99 企業出納員、現金取扱員の任免に関する事項	企業出納員、現金取扱員の任免	企業出納員、現金取扱員の任命又は解任に関する文書	5年	廃棄
100 企業出納員の事務引継に関する事項	企業出納員の事務引継	企業出納員の事務引継に関する文書	5年	廃棄
101 検査員の任免に関する事項	検査員の任免に関する事項	検査員の任免に関する文書	5年	廃棄
102 会計検査に関する事項	会計事務の検査	会計検査に関する事項	5年	廃棄
103 出納取扱金融機関に関する事項	出納取扱金融機関係係事務	出納取扱金融機関との契約に関する文書	5年	廃棄
		出納取扱金融機関検査に関する文書		
財産又は物品に関する事項				
104 取得する用地等の取得価格設定に関する事項	取得標準地価格協議	取得標準地価格設定協議に係る文書	10年	廃棄
105 用地買収に必要なことなる官公庁との協議に関する事項	税務署との協議	税務署との協議に関する文書	5年	廃棄
		税務署への提出文書		
	官公庁との協議	官公庁との協議に関する文書		
		官公庁等への提出文書		
106 用地等の買収等の決定及びその経緯	用地の取得交渉	用地交渉の記録に関する文書	30年	廃棄
	契約(事業用地の寄附及び損失補償を含む。)	契約及び寄附に関する文書		
	登記にすること	登記等に関する文書		
107 損失補償の決定及びその経緯	契約(借地及び損失補償に限る。)	契約に関する文書	10年	廃棄
108 財産(不動産及び物品を除く。)の取得に関する事項	財産取得計画の策定	財産取得の立案の経緯に関する文書 財産取得に関する計画	5年	廃棄
	財産の取得	財産取得に関する文書 寄附の申込み及び取得の承認に関する文書 指定寄附の申出に関する文書 指定寄附による財産の取得に関する文書 指定寄附の使途に関する文書		
109 財産台帳等財産の管理に関する事項	財産の管理に関する記録	財産台帳等の管理に関する文書	財産の滅失等記録を保有する必要がなくなる日に係る特定日以後5年	保管
110 財産の管理(境界確定、譲与又は交換に限る。)に関する事項	境界確定	申請に関する文書 現地立会に関する文書 立会記録・結果に関する文書	30年	保管
		譲与又は交換にすること		
111 財産の管理(目的外使用許可、貸付又は信託に関する事項に限る。)に関する事項	目的外使用許可、貸付及び信託に関する事項	申請に関する文書 決定に関する文書	使用許可期間及び貸付契約期間満了の日に係る特定日以後5年	廃棄
112 財産の管理(上記の事項を除く。)に関する事項	所管換え、所属替えに関する事項	決定に関する文書	5年	廃棄
	用途廃止・用途変更に関する事項	決定に関する文書		
	改築にすること	決定に関する文書		
	取壊しにすること	決定に関する文書		
	借受にすること	決定に関する文書		
	公有財産実態調査	実施、調査、結果に関する文書		
	火災共済にすること	報告、申請に関する文書		
113 財産の処分に関する事項	方針の決定	処分の契機となった文書	30年	保管
	処分対象物件の調査	処分対象物件についての調査に関する文書 土地評価に関する文書		
	契約の締結	入札実施に関する文書 入札結果及び契約に関する文書 随意契約実施に関する文書 随意契約結果及び契約に関する文書		
	登記に関する業務	所有権移転登記に関する文書		
114 物品の取得に関する事項	機種の選定	機種選定過程に関する文書	5年	廃棄
	購入による物品の取得	物品の要求に関する文書 入札に関する文書、発注に関する文書 物品の交付に関する文書 物品の納品に関する文書 物品の登録に関する文書		
	資金前渡による物品の取得	物品の取得に関する決裁文書 物品の取得と引継に関する文書 検査及び受領に関する文書、出納簿		
	寄附による物品の取得	寄附の申込み及び取得の承認に関する文書 寄附物品の受け入れに関する文書 物品の登録に関する文書		

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置		
115 物品の管理に関する事項	物品の異動	消耗品の払出し	3年	廃棄		
	物品の毀損又は亡失に関する業務	物品毀損又は亡失の状況に関する文書 損害賠償の審査及び賠償責任に関する文書 損害賠償に関する文書				
	物品の保管転換	物品の保管転換に関する文書				
	物品の譲与	譲与の申込及び譲与の承認に関する文書 譲与の承認に関する文書 譲与の契約及び物品の譲与に関する文書				
	備品の分類替え	備品の分類替えに関する文書				
	物品の管理報告	物品の管理に関する報告書				
	物品の貸付に関する事項	貸付けの申込及び貸付けの承認に関する文書	貸付契約期間満了の日に係る特定日以後3年	廃棄		
		貸付けの承認に関する文書				
		貸付けの契約に関する文書				
117 物品の処分に関する事項	物品の不用決定	物品の不用の決定に関する文書	5年	廃棄		
118 会計検査(物品)に関する事項	会計検査の準備	会計検査の準備に関する文書	5年	廃棄		
	会計検査の実施	会計検査の実施に関する文書				
	会計検査の結果の通知等	会計検査結果に関する文書				
庁舎、施設及び公用車の管理、営繩に関する事項						
119 庁舎、施設の管理に関する事項	庁舎、施設の管理	庁舎、施設の管理に関する文書	3年。但し、未収債権があるときは、債権の消滅に係る特定日以後5年	廃棄		
	庁舎、施設の使用許可等	庁舎、施設の使用許可等に関する文書				
120 執務室管理に関する事項	職員異動や組織改編に伴う執務室の管理	備品等に関する文書 執務室環境設定に関する文書 執務室変更に関する文書	3年	廃棄		
	執務環境の保全に関すること					
121 庁舎、施設等の営繩に関する事項	庁舎、施設等の営繩	庁舎、施設等の営繩等の計画に関する文書 営繩に係る報告、記録に関する文書	5年	廃棄		
122 公用自動車に関する事項	公用自動車の運用	公用自動車の利用に関する文書 通行料金に関する文書	3年	廃棄		
	安全運転の管理					
	保険契約	自動車任意保険に関する文書				
	業務日誌	業務日誌				
	業務月報、業務年報	業務月報、業務年報				
123 公物又は公共物の管理に関する事項	公物又は公共物の管理瑕疵に関する業務	管理瑕疵の発生に関する文書 管理瑕疵への対応に関する文書	5年	廃棄		
文書及び公印の管理に関する事項						
124 行政文書ファイルの管理に関する事項	行政文書ファイルの管理	行政文書ファイルの管理に関する文書	制度廃止の日に係る特定日以後5年	廃棄		
125 取得した文書の管理に関する事項	取得した文書の管理	取得した文書の管理に関する文書	3年	廃棄		
126 案例等又は連等の管理に関する事項	条例等又は連等の管理	条例等又は連等の管理に関する文書	3年	廃棄		
127 行政文書ファイル等の移管又は廃棄の管理に関する事項	行政文書ファイル等の移管又は廃棄の管理	行政文書ファイル等の移管又は廃棄の管理に関する文書	30年	移管		
128 公印の管理等に関する事項	公印の管理等	公印の管理等に関する文書	制度廃止の日に係る特定日以後5年	移管		
その他の事項						
129 広報、広聴計画に関する事項	広報、広聴に関する計画	広報、広聴計画の決定に関する決裁文書	5年	廃棄		
130 報道機関への情報提供に関する事項	報道機関への情報提供	インタビュー、アンケート等に関する文書 県政記者クラブへの情報提供	5年	廃棄		
	広聴に関する事項					
131 広聴活動	広聴事業	知事への直行便、問い合わせ、相談及び意見に関する文書	3年	廃棄		
132 広報に関する事項	企画広報	企画広報の実施に関する文書 印刷物の作成及び配布に関する文書	5年	廃棄		
	県内広報	県内に向けた広報の実施に関する文書				
	県外広報	県外に向けた広報の実施に関する文書				
133 ホームページに関する事項	ホームページに関する事項	ホームページ運用管理の要領に関する文書 ホームページ登載に関する文書 ホームページの利用状況に関する文書	3年	廃棄		
	防災・消防に関する事項					
	災害対策に関する文書 消防に関する文書 その他防災・消防に関する文書					
134 危機管理に関する事項	対応(支援)案の検討	立案の契機に関する文書 立案に活用した調査又は資料の収集に関する文書 立案の検討に関する審議会、委員会等の文書 各部(公室)との協議に関する文書 他の行政機関との協議に関する文書 支援案の決定過程に関する文書	30年	移管		
	支援の実施	支援の実施に関する文書				
	支援内容の記録等	支援後の記録、報告等に関する文書				
	依頼に関する文書					
	準備に関する文書					
	予算に関する文書					
136 危機及び災害への対応に関する事項	通知、報告	通知、報告等に関する文書	30年	移管		
	実施結果に関する業務	対応の記録、報告等に関する文書				
	他の機関、団体等への依頼					
	対応の準備					

性質区分	業務の区分	当該業務に係る文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
137 環境管理システムに関する事項	環境目的・目標の設定	環境影響評価の調査 環境目的・目標作成 実施計画の策定	5年	廃棄
	実施及び運用	実施体制 運用管理 研修の実施		
	点検	エコオフィス活動点検 環境監査 不適合是正		
138 クリーン購入に関する事項	クリーン購入にすること	クリーン購入に関する文書	5年	廃棄
139 電子システムの開発及び改修に関する事項	開発及び改修の準備	電子システムの検討に関する文書 会議資料、説明資料	システム廃止日に係る特定日以後5年	廃棄
	開発及び改修の実施	施行伺い、業者選定に関する文書 契約に関する文書 進行管理、履行完了に関する文書		
140 電子システムの運用、保守に関する事項	電子システムの運用	管理要項関係文書 マニュアル等に関する文書 運用管理に関する文書 契約に関する文書 進行管理、履行完了に関する文書	5年	廃棄
	電子システムの保守	管理要項関係文書 マニュアル等に関する文書 保守管理に関する文書 契約に関する文書 進行管理、履行完了に関する文書		
	電子システムに関する許認可	電子システムに関する許認可に関する文書		
141 行政情報化に関する事項	行政情報化に関する事項	情報化推進責任者、ITインストラクターに関する文書 会議、セミナー等に関する文書	3年	廃棄
142 調査の実施に関する事項	調査の実施	調査の立案に関する文書及びその経緯 調査に関する決裁文書 回答のとりまとめに関する文書	3年	廃棄
143 各種調査に関する事項	県の機関からの調査への回答 県の機関以外からの調査への回答 その他各種調査に関する業務	回答に関する文書	1年	廃棄
144 照会の実施に関する事項	照会の実施	照会の立案に関する文書及びその経緯 照会に関する決裁文書 回答のとりまとめに関する文書	3年	廃棄
145 各種照会に関する事項	県の機関からの照会への回答 県の機関以外からの照会への回答 その他各種照会に関する業務	回答に関する文書	1年	廃棄
146 通知、報告に関する事項(他の項に該当するものを除く。)	通知、報告の実施に関すること 通知、報告の受領に関すること	通知、報告に関する文書 通知、報告に関する文書	3年	廃棄
147 証明書、身分証明書等の交付に関する事項	証明書、身分証等の交付	証明書、身分証等の交付に関する決裁文書	5年	廃棄
148 総務に関する事項(他の項に該当するものを除く。)	所属の意思決定に関すること 総務経活	問い合わせに関する文書 総務に関する文書	3年	廃棄
149 歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされると知事が別に定めるもの	当該事項が該当する「性質区分」毎に定める「文書の類型」のとおり	当該事項が該当する「性質区分」毎に定める「文書の類型」のとおり	当該事項が該当する「性質区分」毎に定める「保存期間」のとおり	保管
150 前号までの各事項に該当しない文書であって、処理に係る事案が軽易な文書	処理に係る事案が軽易なこと	軽易な文書	1年未満	廃棄

備考 この表に定めがないものについては、知事が保有する行政文書の管理に関する規則(平成24年熊本県規則第1号)別表の例による。